

大学院学則等の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和2年4月より現行の8研究科85専攻を改組し、学校教育法第100条ただし書きに基づく研究科以外の基本組織として3つの学術院（＝研究科相当）及び6つの研究群（＝専攻相当）を設置する。また、専門職学位課程、共同教育課程及び国際連携教育課程に係る6つの専攻を学術院の下に設置するとともに、研究群の下に学位プログラムを置く。このため、必要な事項を大学院学則等に定める。

2. 変更の時期

令和2年4月

3. 変更事項

(1) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の変更

【教育組織の長に関すること】

- ① 教育研究評議会の評議員に係る規定を改めたこと。(第21条)
- ② 研究科長に代えて学術院長を置き、部局長として位置づけたこと。(第40条及び第76条)
- ③ 副研究科長に代えて副学術院長を置くことができるものとしたこと。(第41条)
- ④ 研究群の長として新たに研究群長を規定したこと。(第42条)
- ⑤ 研究群に副研究群長を置くことができるものとしたこと。(第42条の2)
- ⑥ 学位プログラムリーダーに係る規定を新組織に基づくものに改めたこと。また、学長が認める場合には准教授を学位プログラムリーダーに充てることのできるものとしたこと。(第43条の2)

【教育組織に関すること】

- ⑦ 研究科及び専攻に代えて、学術院、研究群、専攻及び学位プログラムを置くことを定めたこと。(第38条第1項から第3項まで及び第38条第5項)
- ⑧ 研究科運営委員会及び専攻教育会議に代えて、学術院運営委員会、研究群運営委員会、専攻教育会議及び学位プログラム教育会議を置くこととしたこと。(第38条第6項から第9項まで)
- ⑨ 新組織への円滑な移行を図る観点から、研究群の学位プログラムのうち教育を担当する副学長が指定するもの及びこれらが属する学術院又は研究群については相互に連携して運営することができるものとしたこと。同様に、グローバル教育院は、研究群の学位プログラムのうち教育を担当する副学長が指定するもの及びこれらの属する学術院又は研究群と相互に連携して運営することができるものとしたこと。(第38条第4項及び第46条第3項)

【その他】

- ⑩ 上記のほか、必要な文言等の整理を行うとともに、経過措置を定めたこと。(第24条、第26条、第33条の6、第33条の7、第34条の3、第36条の2、第43条及び第45条の2、第46条の2及び附則)

(2) 教育研究評議会規則の変更

評議員について、研究科長に代えて学術院長を規定するとともに、新たに研究群長を加えたこと。(第2条)

(3) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の変更

【教育組織に関すること】

- ① 旧組織の専攻に代えて新たに研究群、専攻及び学位プログラムの名称及び課程の区分を定めたこと。(第20条)

【事務組織に関すること】

- ② 事務組織の所掌業務を新組織に基づくものに改めたこと。(第16条第2項及び第3項、第18条の4第2項から第9項まで及び第18条の5)

【その他】

- ③ 教学マネジメント室(仮称)に移管する大学研究センターに係る規定を削除したこと。(第25条)
- ④ 上記のほか、必要な文言等の整理を行うとともに、経過措置を定めたこと。(第1条、第11条、第13条、第14条、第16条第1項、第17条、第18条、第18条の2、第18条の2の2及び第20条の3及び附則)

(4) 筑波大学大学院学則の変更

【教育組織に関すること】

- ① 研究科、研究科長及び研究科運営委員会に係る事項についてはすべて学術院、学術院長及び学術院運営委員会が引き継ぐものとしたこと。また、専攻に係る事項については研究群、専攻又は研究群の学位プログラムが引き継ぐものとしたこと。(第3条の3、第15条から第18条まで、第23条から第26条まで、第26条の4、第26条の5、第29条、第31条の2から第34条の2まで、第36条から第38条の3まで、第39条、第41条から第43条の3まで、第44条の2から第44条の4まで、第46条、第53条、第55条、第57条、第64条の2及び第78条の2)

【学位に関すること】

- ② 新たに研究学位及び専門学位を定めたこと。(第46条の2及び別表第3の2(第46条の2第3項関係))
- ③ 新組織が授与する学位を定めたこと。(別表第2(第45条第2項関係)及び別表第3(第46条第2項関係))

【その他】

- ④ 新組織の入学定員及び収容定員を定めたこと。(第61条及び別表第4(第61条関係))
- ⑤ 上記のほか、必要な文言等の整理を行うとともに、経過措置を定めたこと。(第5条、第47条及び附則)

(5) 筑波大学学位規程の変更

【論文審査に関すること】

- ① 研究科、研究科長及び研究科運営委員会に係る事項についてはすべて学術院、学術院長及び学術院運営委員会が引き継ぐものとしたこと。(第3条から第7条まで、第10条、第12条及び第16条)

【様式の変更】

- ② 学位論文の審査の願い出及び学位記の様式に係る規定を新組織に基づくものに改めるとともに、必要な文言等の整理を行ったこと。(別記様式第1号から別記様式第8号まで及び別表1から別表1-2まで)

【その他】

- ③ 上記のほか、必要な文言等の整理を行うとともに、経過措置を定めたこと。(第2条、第13条、第14条の2及び附則)

- (6) 研究科運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について(学長決定)の変更
研究科長及び研究科運営委員会に係る事項は学術院長及び学術院運営委員会が引き継ぐこととするとともに、経過措置を定めたこと(題名、第1条、第3条及び附則)

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則新旧対照表（案）

（新）

（旧）

（略）

（略）

（教育研究評議会の組織）

第21条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（常勤の者に限る。）
- (3) 第27条第1項に規定する副学長（前号に該当する者を除く。）
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）で定める者
- (5) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところにより学長が指名する職員

（略）

（教育研究評議会の議事等）

第24条 教育研究評議会は、過半数の評議員が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、第22条第8号に掲げる事項を審議するときは、評議員の3分の2以上が出席しなければならない。

（略）

（学長選考会議）

第26条 法人に、法人法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議

（教育研究評議会の組織）

第21条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（常勤の者に限る。）
- (3) 副学長（前号に該当する者を除く。）
- (4) 第76条に規定する部局長のうち、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）で定める者
- (5) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところにより学長が指名する職員

（略）

（教育研究評議会の議事等）

第24条 教育研究評議会は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、第22条第8号に掲げる事項を審議するときは、委員の3分の2以上が出席しなければならない。

（略）

（学長選考会議）

第26条 法人に、法人法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議

<p>を置く。</p> <p>2 学長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 第15条第1項第5号の委員</p> <p>(2) 第21条第3号から第5号までの評議員のうちから、前号の委員と同数の教育研究評議会において選出された者</p> <p>(略)</p>	<p>を置く。</p> <p>2 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 第15条第1項第5号の委員</p> <p>(2) 第21条第3号、第4号又は第5号の委員のうちから、前号の委員と同数の教育研究評議会において選出された者</p> <p>(略)</p>
<p>(国際室)</p> <p>第33条の6 本部に、法人の国際化に関する業務を遂行するため、国際室を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>(国際室)</p> <p>第33条の6 本部に、法人の国際化に関する業務を遂行するため、国際室を置く。</p> <p>(略)</p>
<p>8 前各項に定めるもののほか、国際室に関し必要な事項は、法人規程で定める。</p> <p>(URA 研究戦略推進室)</p> <p>第33条の7 本部に、法人の研究戦略及び研究経営に関する業務を遂行するため、URA 研究戦略室を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>8 前各号に定めるもののほか、国際室に関し必要な事項は、法人規程で定める。</p> <p>(URA 研究戦略推進室)</p> <p>第33条の7 本部に、法人の研究戦略及び研究経営に関する業務を遂行するため、URA 研究戦略室を置く。</p> <p>(略)</p>
<p>6 前各項に定めるもののほか、URA 研究戦略推進室に関し必要な事項は、法人規程で定める。</p>	<p>6 前各号に定めるもののほか、URA 研究戦略推進室に関し必要な事項は、法人規程で定める。</p>

(略)

(エリア支援室)

第34条の3 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、エリア支援室を置く。

2 エリア支援室の名称 及び その所掌する業務は、法人規程で定める。

(略)

(部の次長)

第36条の2 第34条に規定する部には、必要に応じ、当該部の部長を補佐するため、次長を置くことができる。

2 前項の 次長は、部長を助け、所掌業務を整理する。

3 第1項の 次長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(略)

(学術院等)

第38条 大学院に、学校教育法第100条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学術院を置く。

人文社会ビジネス科学学術院

理工情報生命学術院

人間総合科学学術院

(略)

(エリア支援室)

第34条の3 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、エリア支援室を置く。

2 エリア支援室の名称 並びに その所掌する業務は、法人規程で定める。

(略)

(部の次長)

第36条の2 第34条に規定する部には、必要に応じ、当該部の部長を補佐するため、次長を置くことができる。

2 次長は、部長を助け、所掌業務を整理する。

3 次長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(略)

(博士課程の研究科)

第38条 大学院に、次のとおり博士課程の研究科を置く。

人文社会科学研究科

ビジネス科学研究科

数理物質科学研究科

システム情報工学研究科

生命環境科学研究科

- 2 学術院に、法人規程に定める研究群及び専攻を置く。
- 3 研究群に、法人規程に定める学位プログラム（以下「研究群の学位プログラム」という。）を置く。
(削除)
- (削除)
- 4 研究群の学位プログラムのうち教育を担当する副学長（以下「教育担当副学長」という。）が指定するもの及びこれらが属する学術院又は研究群については、相互に連携して運営することができる。
- 5 学術院の教育分野、収容定員等については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）の定めるところによる。
- 6 学術院に、その教育に関する重要事項等を審議するため、学術院運営委員会を置く。
- 7 研究群に研究群運営委員会を、及び専攻に専攻教育会議を、並びに研究群の学位プログラムに学位プログラム教育会議をそれぞれ置く。
- 8 第6項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 9 学術院運営委員会、研究群運営委員会、専攻教育会議及び学位プログラム教育会議の組織、審議事項等に関し必要な事項は、第40条第1項に規定する学術院長が部局細則で定める。

人間総合科学研究科

図書館情報メディア研究科

- 2 前項の研究科に、法人規程に定める専攻を置く。
(新設)
- 3 前項に定めるもののほか、役員会の議を経て学長が必要と認める場合は、第1項の研究科に学位プログラム（以下「研究科開設型学位プログラム」という。）を置くことができる。
- 4 前項で開設が認められた研究科開設型学位プログラムの名称は法人規程で定め、開設に関し必要な事項は、法人細則で別に定める。
(新設)
- 5 第1項の研究科の教育分野、収容定員等については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）の定めるところによる。
- 6 第1項の研究科に、その教育に関する重要事項等を審議するため、研究科運営委員会を置き、第2項の専攻に専攻教育会議を置く。
(新設)
- 7 前項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 8 第6項の研究科運営委員会並びに専攻教育会議の組織及び審議事項に関し必要な事項は、博士課程の研究科の研究科長が、部局細則で定める。

第39条 削除

(学術院長)

第40条 学術院に学術院長を置き、学長が任命する。

- 2 学術院長は、教授をもって充てる。
- 3 学術院長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則（平成16年法人規則第5号）の定めるところによる。
- 4 学術院長は、学術院の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学術院の業務に従事する職員を監督する。
- 5 学術院長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 学術院長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(修士課程の研究科)

第39条 大学院に、修士課程の教育研究科を置く。

- 2 前項の研究科に、法人規程に定める専攻を置く。
- 3 第1項の研究科の教育研究分野、収容定員等については、大学院学則の定めるところによる。
- 4 第1項の研究科に、その教育に関する重要事項等を審議するため、研究科運営委員会を置き、第2項の専攻に専攻教育会議を置く。
- 5 前項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 6 第4項の研究科運営委員会の組織及び審議事項並びに研究科に置く専攻の運営に関し必要な事項は、修士課程の研究科の研究科長が部局細則で定める。

(研究科長)

第40条 研究科に研究科長を置き、学長が任命する。

- 2 研究科長は、教授をもって充てる。
- 3 研究科長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則（平成16年法人規則第5号）の定めるところによる。
- 4 研究科長は、研究科の管理運営に関する業務をつかさどり、当該研究科の業務に従事する職員を監督する。
- 5 研究科長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 研究科長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告し

(副学術院長)

第41条 学術院に、当該 学術院の部局細則で定めるところにより、副学術院長若干人を置くことができる。

- 2 副学術院長は、学術院長が任命する。
- 3 副学術院長は、学術院長を助け、学術院の管理運営に関する業務を整理する。

(研究群長)

第42条 研究群に研究群長を置き、学長が任命する。

- 2 研究群長は、教授をもって充てる。
- 3 研究群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 研究群長は、研究群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該研究群の業務に従事する職員を監督する。

(副研究群長)

第42条の2 研究群に、当該研究群の属する学術院の部局細則で定めるところにより、副研究群長若干人を置くことができる。

- 2 副研究群長は、研究群長が任命する。
- 3 副研究群長は、研究群長を助け、研究群の管理運営に関する業務を整理する。

(専攻長)

第43条 専攻に専攻長を置き、学長が任命する。

なければならない。

(副研究科長)

第41条 博士課程の研究科に、当該 研究科の部局細則で定めるところにより、副研究科長若干人を置くことができる。

- 2 副研究科長は、研究科長が任命する。
- 3 副研究科長は、研究科長を助け、研究科の管理運営に関する業務を整理する。

第42条 削除

(新設)

(専攻長)

- 2 専攻長は、教授をもって充てる。
- 3 専攻長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 専攻長は、専攻の管理運営に関する業務をつかさどり、当該専攻の業務に従事する職員を監督する。

(削除)

(学位プログラムリーダー)

第43条の2 研究群の学位プログラム及び第46条の2第1項に規定するグローバル教育院の学位プログラムに、それぞれ学位プログラムリーダーを置き、学長が任命する。

- 2 学位プログラムリーダーは、教授をもって充てる。ただし、学長が認める場合には、准教授をもって充てることができる。
- 3 学位プログラムリーダーの選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 学位プログラムリーダーは、学位プログラムの管理運営に関する業務をつかさどり、当該学位プログラムの業務に従事する職員を監督する。

(略)

(理工学群の副学群長)

- 第45条の2 理工学群に副学群長1人を置き、学長が任命する。
- 2 副学群長は、教授をもって充てる。
 - 3 副学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

第43条 博士課程の研究科の専攻に専攻長を置き、学長が任命する。

- 2 前項の専攻長は、教授をもって充てる。
- 3 第1項の専攻長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 第1項の専攻長は、専攻の管理運営に関する業務をつかさどり、当該専攻の業務に従事する職員を監督する。
- 5 修士課程の研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

(学位プログラムリーダー)

第43条の2 第46条の2に規定するグローバル教育院開設型学位プログラム及び分野を横断する研究科開設型学位プログラムに学位プログラムリーダーを置き、学長が任命する。

- 2 前項の学位プログラムリーダーは、教授をもって充てる。

(新設)

(新設)

(略)

(理工学群の副学群長)

- 第45条の2 理工学群に副学群長1人を置き、学長が任命する。
- 2 前項の副学群長は、教授をもって充てる。
 - 3 第1項の副学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の

4 副学群長は、理工学群長を助け、当該学群の担当を命ぜられた管理運営に関する業務をつかさどる。

(略)

(グローバル教育院)

第46条 第38条及び第44条に定めるもののほか、筑波大学に、分野を横断してグローバル人材育成の教育課程を実施する組織として、グローバル教育院を置く。

2 グローバル教育院に教育院長を置き、教育担当副学長をもって充てる。

3 グローバル教育院は、研究群の学位プログラムのうち教育担当副学長が指定するもの及びこれらの属する学術院又は研究群と相互に連携して運営することができる。

4 前3項に定めるもののほか、グローバル教育院の組織及び運営等については、法人規程で定める。

(グローバル教育院の学位プログラム)

第46条の2 グローバル教育院に、次のとおり分野を横断する学位プログラム(以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。)を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

博士課程

選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 第1項の副学群長は、理工学群長を助け、当該学群の担当を命ぜられた管理運営に関する業務をつかさどる。

(略)

(グローバル教育院)

第46条 第38条、第39条及び第44条に定めるもののほか、筑波大学に、分野を横断してグローバル人材育成の教育課程を実施する組織として、グローバル教育院を置く。

2 グローバル教育院に教育院長を置き、教育を担当する副学長をもって充てる。

(新設)

3 グローバル教育院の組織及び運営等については、法人規程で定める。

(グローバル教育院の学位プログラム)

第46条の2 グローバル教育院に、次のとおり分野を横断する学位プログラム(以下「学位プログラム」という。)を置く。

ヒューマンバイオロジー学位プログラム

エンパワーメント情報学プログラム

ライフイノベーション学位プログラム

(新設)

<p>ヒューマニクス学位プログラム</p> <p><u>学士課程</u></p> <p>地球規模課題学位プログラム（学士）</p> <p>2 <u>グローバル教育院の</u>学位プログラムの組織及び運営等については、法人細則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(部局長)</p> <p>第76条 第40条に規定する <u>学術院長</u>、第45条に規定する学群長、第47条の2に規定する系長、第59条に規定する附属図書館長、第63条に規定する附属病院長及び第67条に規定する附属学校教育局教育長は、部局長とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>ヒューマニクス学位プログラム</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>地球規模課題学位プログラム（学士）</p> <p>2 学位プログラムの組織及び運営等については、法人細則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(部局長)</p> <p>第76条 第40条に規定する <u>研究科長</u>、第45条に規定する学群長、第47条の2に規定する系長、第59条に規定する附属図書館長、第63条に規定する附属病院長及び第67条に規定する附属学校教育局教育長は、部局長とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(研究科の存続に関する経過措置)</p> <p>第2条 人文社会科学研究科、ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科、人間総合科学研究科、図書館情報メディア研究科及び教育研究科の組織、運営等については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。</p>	

(グローバル教育院の学位プログラムの存続に関する経過措置)

第3条 グローバル教育院の学位プログラムのうち、ヒューマンバイオロジー学位プログラム、エンパワーメント情報学プログラム及びライフイノベーション学位プログラムの組織、運営等については、新規則の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学位プログラムに在学する者が当該学位プログラムに在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則新旧対照表（案）

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(評議員)</p> <p>第2条 基本規則第21条第4号で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>学術院長</u></p> <p>(2) <u>研究群長</u></p> <p>(3) <u>学群長</u></p> <p>(4) <u>系長</u></p> <p>(5) <u>附属図書館長</u></p>	<p>(評議員)</p> <p>第2条 基本規則第21条第4号に規定する部局長は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>研究科長</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(2) <u>学群長</u></p> <p>(3) <u>系長</u></p> <p>(4) <u>附属図書館長</u></p>
(略)	(略)

附 則

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程新旧対照表（案）

（新）

（旧）

（略）

（略）

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第12条第2項、第27条第5項、第27条の2第4項、第31条第1項及び第4項、第32条第5項、第33条第3項、第33条の2第5項、第33条の3第5項、第33条の4第2項、第33条の5第2項、第33条の6第8項、第33条の7第6項、第34条第2項及び第3項、第34条の2第2項、第34条の3第2項、第34条の4第2項、第38条第2項及び第3項、第44条第3項、第47条第3項、第50条第3項及び第4項、第55条第1項、第75条第3項並びに第77条第4項の規定に基づき、並びに基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（略）

（総務部）

第11条 総務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

（略）

（財務部）

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第12条第2項、第27条第5項、第27条の2第4項、第31条第1項及び第4項、第32条第5項、第33条第3項、第33条の2第5項、第33条の3第5項、第33条の4第2項、第33条の5第2項、第33条の6第8項、第33条の7第6項、第34条第2項及び第3項、第34条の2第2項、第34条の3第2項、第34条の4第2項、第38条第2項及び第4項、第39条第2項、第44条第3項、第47条第3項、第50条第3項及び第4項、第55条第1項、第75条第3項並びに第77条第4項の規定に基づき、並びに基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（略）

（総務部）

第11条 前条第1号の総務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

（略）

（財務部）

第13条 財務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(施設部)

第14条 施設部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(教育推進部)

第16条 教育推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 教育推進課
- (2) 教育機構支援課
- (3) 社会連携課
- (4) 入試課

2 教育推進課は、次の業務を遂行する。

- (1) 大学教育に関する総合調整に関すること。
- (2) 学群教育並びに大学院教育の推進及び運営支援に関すること。
- (3) 大学院の入学者の選抜に関すること。

(削除)

(4) 教育情報システム等の企画立案、推進及び運営支援に関すること。

(削除)

(5) 第28条に規定するグローバルコミュニケーション教育センター及

第13条 第10条第2号の財務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(施設部)

第14条 第10条第3号の施設部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(教育推進部)

第16条 第10条第4号の教育推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 教育推進課
- (2) 教育機構支援課
- (3) 社会連携課
- (4) 入試課

2 教育推進課は、次の業務を遂行する。

- (1) 大学教育に関する総合調整に関すること。
- (2) 学群教育並びに大学院教育の推進及び運営支援に関すること。
- (3) 大学院の入学者の選抜に関すること。
- (4) 教育組織の設置及び改廃に関すること。
- (5) 教育情報システム等の企画立案、推進及び運営支援に関すること。
- (6) 全学的な教育改善、ファカルティ・ディベロップメント等の企画立

<p>び体育センターに関すること。</p> <p>3 教育機構支援課は、次の業務を遂行する。</p> <p>(1) <u>教育改革の支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育の質保証及び質向上に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育組織の設置及び改廃に関すること。</u></p> <p>(4) <u>グローバル教育院に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第20条に規定する学位プログラムのうち、次の組織に関すること。</u></p> <p>ア <u>第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム</u></p> <p>イ <u>第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群のライフイノベーション（食料革新）学位プログラム、ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム及びライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム</u></p> <p>ウ <u>第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のヒューマンバイオロジー学位プログラム、ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム及びライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム</u></p> <p>(略)</p> <p>(学生部)</p> <p>第17条 学生部に置く課の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>案及び実施に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第28条に規定するグローバルコミュニケーション教育センター及び体育センターに関すること。</u></p> <p>3 教育機構支援課は、次の業務を遂行する。</p> <p>(1) <u>筑波大学教育イニシアティブ機構に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育・学生支援組織に関する規程（平成16年法人規程第17号）第2条に定める教養教育機構に関すること。</u></p> <p>(3) <u>筑波大学グローバル教育院に関すること。</u></p> <p>(4) <u>全学カリキュラムの推進に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(学生部)</p> <p>第17条 <u>第10条第5号の</u> 学生部に置く課の名称は、次のとおりとす</p>
---	---

(研究推進部)
 第18条 研究推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(産学連携部)
 第18条の2 産学連携部に置く課の名称は、産学連携企画課とする。

(略)

(学術情報部)
 第18条の2の2 学術情報部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(エリア支援室)
 第18条の4 基本規則第34条の3第2項の法人規程で定めるエリア支援室の名称は、次のとおりとする。

(略)

2 人文社会エリア支援室は、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

る。

(略)

(研究推進部)
 第18条 第10条第6号の研究推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(産学連携部)
 第18条の2 第10条第7号の産学連携部に置く課の名称は、産学連携企画課とする。

(略)

(学術情報部)
 第18条の2の2 第10条第8号の学術情報部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(略)

(エリア支援室)
 第18条の4 基本規則第34条の3第2項の法人規程で定めるエリア支援室の名称は、次のとおりとする。

(略)

- | | |
|---|---|
| <p>(1) <u>第20条第1号アに規定する人文社会科学研究群</u></p> <p>(2) 人文・文化学群及び社会・国際学群</p> <p>(3) 人文・文化学群人文学類及び社会・国際学群社会学類</p> <p>(4) <u>第23条に規定する人文社会系</u></p> <p>3 数理物質エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>第20条第2号アに規定する数理物質科学研究群</u></p> <p>(2) 生命環境学群地球学類、理工学群数学類、理工学群物理学類及び理工学群化学類</p> <p>(3) <u>第23条に規定する数理物質系</u></p> <p>(4) 第25条に規定する宇宙史研究センター及びエネルギー物質科学研究センター</p> <p>4 システム情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群（ライフノバージョン（生物情報）学位プログラムを除く。）</u></p> <p>(2) 理工学群</p> <p>(3) 社会・国際学群国際総合学類、理工学群応用理工学類、理工学群工学システム学類、理工学群社会工学類及び情報学群情報科学類</p> <p>(4) <u>第23条に規定するシステム情報系</u></p> <p>5 生命環境エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群（ライフノバージョン（食料革新）学位プログラム、ライフノバージョン（環境制御）学位プログラム及びライフノバージョン（生体分子材料）学位</u></p> | <p>2 人文社会エリア支援室は、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>人文社会科学研究科</u></p> <p>(2) 人文・文化学群及び社会・国際学群</p> <p>(3) 人文・文化学群人文学類及び社会・国際学群社会学類</p> <p>(4) 人文社会系</p> <p>3 数理物質エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>数理物質科学研究科</u></p> <p>(2) 生命環境学群地球学類、理工学群数学類、理工学群物理学類及び理工学群化学類</p> <p>(3) 数理物質系</p> <p>(4) 第25条に規定する宇宙史研究センター及びエネルギー物質科学研究センター</p> <p>4 システム情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>システム情報工学研究科</u></p> <p>(2) 理工学群</p> <p>(3) 社会・国際学群国際総合学類、理工学群応用理工学類、理工学群工学システム学類、理工学群社会工学類及び情報学群情報科学類</p> <p>(4) システム情報系</p> <p>5 生命環境エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> |
|---|---|

プログラムを除く。)

(2) 第20条第2号エに規定する国際連携持続環境科学専攻

(3) 生命環境学群

(4) 人文・文化学群比較文化学類、人文・文化学群日本語・日本文化学類、生命環境学群生物学類及び生命環境学群生物資源学類

(5) 第23条に規定する生命環境系

(6) 第25条に規定する山岳科学センター及び微生物サステイナビリティ研究センター

6 人間エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

(1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群の教育学学位プログラム、心理学学位プログラム及び障害科学学位プログラム

(削除)

(2) 人間学群

(3) 人間学群教育学類、人間学群心理学類及び人間学群障害科学類

(4) 第23条に規定する人間系

7 体育芸術エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

(1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のニューロサイエンス学位プログラム、ヒューマン・ケア科学学位プログラム、パブリックヘルス学位プログラム、スポーツ医学学位プログラム、体育学学位プログラム、体育科学学位プログラム、スポーツ・オリンピック学学位プログラム、コーチング学学位プログラム、芸術学学位プログラム、デザイン学学位プログラム及び世界遺産学学位プログラム

(2) 第20条第3号イ及びウに規定するスポーツ国際開発学共同専攻及

(1) 生命環境科学研究科

(新設)

(2) 生命環境学群

(3) 人文・文化学群比較文化学類、人文・文化学群日本語・日本文化学類、生命環境学群生物学類及び生命環境学群生物資源学類

(4) 生命環境系

(5) 第25条に規定する山岳科学センター及び微生物サステイナビリティ研究センター

6 人間エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

(1) 人間総合科学研究科教育学専攻、教育基礎学専攻、学校教育学専攻、心理専攻、心理学専攻及び障害科学専攻

(2) 教育研究科

(3) 人間学群

(4) 人間学群教育学類、人間学群心理学類及び人間学群障害科学類

(5) 人間系

7 体育芸術エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

(1) 人間総合科学研究科ヒューマン・ケア科学専攻、感性認知脳科学専攻、スポーツ医学専攻、体育学専攻、体育科学専攻、コーチング学専攻、芸術専攻、世界遺産専攻、世界文化遺産学専攻、スポーツ国際開発学共同専攻及び大学体育スポーツ高度化共同専攻

<p><u>び大学体育スポーツ高度化共同専攻</u></p> <p>(3) <u>体育専門学群及び芸術専門学群</u></p> <p>(4) <u>第23条に規定する体育系及び芸術系</u></p> <p>(5) <u>第25条に規定するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター</u></p> <p>8 医学医療エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のフロンティア医科学学位プログラム、公衆衛生学学位プログラム、看護科学学位プログラム及び医学学位プログラム</u></p> <p>(2) <u>第20条第3号エに規定する国際連携食料健康科学専攻</u></p> <p>(3) <u>医学群</u></p> <p>(4) <u>医学群医学類、医学群看護学類及び医学群医療科学類</u></p> <p>(5) <u>第23条に規定する医学医療系</u></p> <p>(6) <u>第25条に規定するトランスボーダー医学研究センター</u></p> <p>9 図書館情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群情報学学位プログラム</u></p> <p>(2) <u>情報学群</u></p> <p>(3) <u>情報学群知識情報・図書館学類及び情報学群情報メディア創成学類</u></p> <p>(4) <u>第23条に規定する図書館情報メディア系</u></p> <p>(社会人大学院等支援室)</p> <p>第18条の5 基本規則第34条の4第2項の法人規程で定める社会人大</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) <u>体育専門学群及び芸術専門学群</u></p> <p>(3) <u>体育系及び芸術系</u></p> <p>(4) <u>第25条に規定するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター</u></p> <p>8 医学医療エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>人間総合科学研究科フロンティア医科学専攻、看護科学専攻、生命システム医学専攻、疾患制御医学専攻及び国際連携食料健康科学専攻</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>医学群</u></p> <p>(3) <u>医学群医学類、医学群看護学類及び医学群医療科学類</u></p> <p>(4) <u>医学医療系</u></p> <p>(5) <u>第25条に規定するトランスボーダー医学研究センター</u></p> <p>9 図書館情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。</p> <p>(1) <u>図書館情報メディア研究科</u></p> <p>(2) <u>情報学群</u></p> <p>(3) <u>情報学群知識情報・図書館学類及び情報学群情報メディア創成学類</u></p> <p>(4) <u>図書館情報メディア系</u></p>
--	---

学院等支援室の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) 第20条第1号イに規定するビジネス科学研究群に関すること。
- (2) 第20条第1号ウ及びエに規定する法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻に関すること。
- (3) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のカウンセリング学位プログラム、カウンセリング科学学位プログラム、リハビリテーション科学学位プログラム及びスポーツウエルネス学学位プログラムに関すること。
- (4) 第23条に規定するビジネスサイエンス系に関すること。
(削除)
- (5) 人間系に所属する大学教員のうち、主として第3号の学位プログラムを担当する大学教員に関すること。

(略)

(研究群及び専攻並びに学位プログラム)

第20条 基本規則第38条第2項及び第3項の法人規程で定める研究群及び専攻並びに学位プログラム並びにその筑波大学大学院学則(平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。)第2条に規定する課程及び第3条に規定する区分は、次のとおりとする。

(1) 人文社会ビジネス科学学術院

ア 人文社会科学研究群

人文学学位プログラム(区分制博士課程)

国際公共政策学位プログラム(区分制博士課程)

国際日本研究学位プログラム(区分制博士課程)

(社会人大学院等支援室)

第18条の5 基本規則第34条の4第2項の法人規程で定める社会人大学院等支援室の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) ビジネス科学研究科に関すること。

(新設)

- (2) 人間総合科学研究科スポーツ健康システム・マネジメント専攻、生涯発達専攻及び生涯発達科学専攻に関すること。

- (3) ビジネスサイエンス系に関すること。

- (4) 第25条に規定する大学研究センターに関すること。

- (5) 人間系に所属する大学教員のうち、主として第2号の専攻を担当する大学教員に関すること。

(略)

(博士課程の研究科の専攻)

第20条 基本規則第38条第2項の法人規程で定める博士課程の研究科に置く専攻並びにその筑波大学大学院学則(平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。)第2条に規定する課程及び第3条に規定する区分は、次のとおりとする。

- (1) 人文社会科学研究科

哲学・思想専攻(一貫制博士課程)

<p>イ <u>ビジネス科学研究群</u></p> <p><u>法学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>経営学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p>ウ <u>法曹専攻（専門職学位課程）</u></p> <p>エ <u>国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）</u></p>	<p><u>歴史・人類学専攻（一貫制博士課程）</u></p> <p><u>文芸・言語専攻（一貫制博士課程）</u></p> <p><u>現代語・現代文化専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>国際公共政策専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>国際地域研究専攻（修士課程）</u></p> <p><u>国際日本研究専攻（区分制博士課程）</u></p>
<p>(2) <u>理工情報生命学院</u></p> <p>ア <u>数理物質科学研究群</u></p> <p><u>数学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>物理学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>化学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>応用理工学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（区分制博士課程）</u></p>	<p>(2) <u>ビジネス科学研究科</u></p> <p><u>経営システム科学専攻（博士前期課程）</u></p> <p><u>企業法学専攻（博士前期課程）</u></p> <p><u>企業科学専攻（博士後期課程）</u></p> <p><u>法曹専攻（専門職学位課程）</u></p> <p><u>国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）</u></p>
<p>イ <u>システム情報工学研究群</u></p> <p><u>社会工学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>サービス工学学位プログラム（博士前期課程）</u></p> <p><u>リスク・レジリエンス工学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>情報理工学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p> <p><u>エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）</u></p> <p><u>ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム（区分制博士課程）</u></p>	<p>(3) <u>数理物質科学研究科</u></p> <p><u>数学専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>物理学専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>化学専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻（博士後期課程）</u></p> <p><u>電子・物理工学専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>物性・分子工学専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>物質・材料工学専攻（3年制博士課程）</u></p>
<p>ウ <u>生命地球科学研究群</u></p> <p><u>生物学学位プログラム（区分制博士課程）</u></p>	<p>(4) <u>システム情報工学研究科</u></p> <p><u>社会工学専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>リスク工学専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>コンピュータサイエンス専攻（区分制博士課程）</u></p> <p><u>知能機能システム専攻（区分制博士課程）</u></p>

生物資源科学学位プログラム（博士前期課程）
農学学位プログラム（博士後期課程）
生命農学学位プログラム（博士後期課程）
生命産業科学学位プログラム（博士後期課程）
地球科学学位プログラム（区分制博士課程）
環境科学学位プログラム（博士前期課程）
環境学学位プログラム（博士後期課程）
山岳科学学位プログラム（博士前期課程）
ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム（区分制博士課程）
ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム（区分制博士課程）
ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム（区分制博士課程）
 エ 国際連携持続環境科学専攻（博士前期課程）
 (3) 人間総合科学学術院
 ア 人間総合科学研究群
教育学学位プログラム（区分制博士課程）
心理学学位プログラム（区分制博士課程）
障害科学学位プログラム（区分制博士課程）
カウンセリング学位プログラム（博士前期課程）
カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程）
リハビリテーション科学学位プログラム（区分制博士課程）
ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程）
ヒューマン・ケア科学学位プログラム（3年制博士課程）

構造エネルギー工学専攻（区分制博士課程）
 (5) 生命環境科学研究科
地球科学専攻（博士前期課程）
生物科学専攻（博士前期課程）
生物資源科学専攻（博士前期課程）
環境科学専攻（博士前期課程）
国際連携持続環境科学専攻（博士前期課程）
地球環境科学専攻（博士後期課程）
地球進化科学専攻（博士後期課程）
生物科学専攻（博士後期課程）
環境バイオマス共生学専攻（一貫制博士課程）
国際地縁技術開発科学専攻（博士後期課程）
生物圏資源科学専攻（博士後期課程）
生物機能科学専攻（博士後期課程）
生命産業科学専攻（博士後期課程）
持続環境学専攻（博士後期課程）
先端農業技術科学専攻（3年制博士課程）
 (6) 人間総合科学研究科
スポーツ健康システム・マネジメント専攻（修士課程）
フロンティア医科学専攻（修士課程）
教育学専攻（博士前期課程）
教育基礎学専攻（博士後期課程）
学校教育学専攻（博士後期課程）
心理専攻（博士前期課程）
心理学専攻（博士後期課程）

パブリックヘルス学位プログラム（3年制博士課程）
スポーツ医学学位プログラム（3年制博士課程）
フロンティア医科学学位プログラム（修士課程）
公衆衛生学学位プログラム（修士課程）
看護科学学位プログラム（区分制博士課程）
医学学位プログラム（一貫制博士課程）
体育学学位プログラム（博士前期課程）
体育科学学位プログラム（博士後期課程）
スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程）
コーチング学学位プログラム（3年制博士課程）
スポーツウエルネス学学位プログラム（区分制博士課程）
芸術学学位プログラム（区分制博士課程）
デザイン学学位プログラム（区分制博士課程）
世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程）
情報学学位プログラム（区分制博士課程）
ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程）
ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程）
ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）
 イ スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）
 ウ 大学体育スポーツ高度化共同専攻（3年制博士課程）
 エ 国際連携食料健康科学専攻（修士課程）

（略）

障害科学専攻（区分制博士課程）
生涯発達専攻（博士前期課程）
生涯発達科学専攻（博士後期課程）
ヒューマン・ケア科学専攻（3年制博士課程）
感性認知脳科学専攻（区分制博士課程）
スポーツ医学専攻（3年制博士課程）
生命システム医学専攻（一貫制博士課程）
疾患制御医学専攻（一貫制博士課程）
看護科学専攻（区分制博士課程）
体育学専攻（博士前期課程）
体育科学専攻（博士後期課程）
コーチング学専攻（3年制博士課程）
芸術専攻（区分制博士課程）
世界遺産専攻（博士前期課程）
世界文化遺産学専攻（博士後期課程）
スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）
大学体育スポーツ高度化共同専攻（3年制博士課程）
国際連携食料健康科学専攻（修士課程）
 (7) 図書館情報メディア研究科
図書館情報メディア専攻（区分制博士課程）

(国際連携専攻の連携大学)
 第20条の3 第20条第1項に定める専攻のうち、国際連携専攻(大学院学則第26条の5第1項に規定するものをいう。)において連携して教育研究を実施する外国の大学院を置く大学(以下この条において「連携大学」という。)及びその位置は、次のとおりとする。

(略)

第21条 削除

第21条の2 削除

(略)

(削除)

(略)

(国際連携専攻の連携大学)
 第20条の3 第20条第1項に定める専攻のうち、国際連携専攻(同学則第26条の5第1項に規定するものをいう。)において連携して教育研究を実施する外国の大学院を置く大学(以下この条において「連携大学」という。)及びその位置は、次のとおりとする。

(略)

(修士課程の研究科の専攻)

第21条 基本規則第39条第2項の法人規程で定める修士課程の研究科に置く専攻は、次のとおりとする。

教育研究科

スクールリーダーシップ開発専攻

教科教育専攻

(研究科に置く学位プログラム)

第21条の2 基本規則第38条第4項で定める研究科に置く学位プログラムは、次のとおりとする。

システム情報工学研究科社会工学専攻 社会工学学位プログラム

システム情報工学研究科社会工学専攻 サービス工学学位プログラム

(略)

(先端研究センター群)

第25条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める先端研究センター群に区分される教育研究施設の名称及び分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
(略)	(略)
(削除)	(削除)

(略)

(略)

第23条の3 削除

(略)

(先端研究センター群)

第25条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める先端研究センター群に区分される教育研究施設の名称及び分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
(略)	(略)
大学研究センター	大学の機能に関する総合研究並びに実践可能なモデルの開発、試行及び提供

(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 号）附則第2条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び専攻並びに研究科に置く学位プログラムについては、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第18条の4、第18条の5、第20条、第21条及び第21条の2の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

筑波大学大学院学則新旧対照表（案）

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(人材養成目的)</p> <p>第3条の3 <u>学術院、研究群、専攻及び研究群に置く学位プログラム</u>（以下「<u>研究群の学位プログラム</u>」という。）ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項及び第3項において「人材養成目的」という。）は、<u>学術院長</u>が、部局細則で定める。</p> <p>2 <u>グローバル教育院に置く学位プログラム</u>（以下「<u>グローバル教育院の学位プログラム</u>」という。）の人材養成目的は、法人細則で定める。</p> <p>3 <u>学術院長</u>が、人材養成目的を定め、又は改廃する場合には、教育を担当する副学長（以下「<u>担当副学長</u>」という。）の承認を得なければならない。</p> <p>4 <u>学術院長</u>が、第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、<u>学術院運営委員会</u>の議を経なければならない。</p> <p>5 第2項の法人細則を定め、又は改廃する場合には、<u>教育院会議</u>の議を経なければならない。</p> <p>6 <u>学術院長</u>が、第1項の部局細則を定め、改廃した場合には、学長に報告しなければならない。</p> <p>7 第15条、第25条、第26条、第29条、第33条から第34条の2まで、第36条、第41条、<u>第42条から第43条の3まで</u>、第44条の2から第44条の4まで及び第46条において、<u>学術院長</u>が部局細則を定める場合及び <u>グローバル教育院の学位プログラム</u> にあって</p>	<p>(研究科・専攻・学位プログラムの目的)</p> <p>第3条の3 <u>研究科又は専攻</u> ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項及び第3項において「人材養成目的」という。）は、<u>研究科長</u>が、部局細則で定める。</p> <p>2 <u>国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第46条の2</u>に規定する学位プログラム（以下「<u>学位プログラム</u>」という。）ごとの人材養成目的は、法人細則で定める。</p> <p>3 <u>研究科長</u>が、人材養成目的を定め、又は改廃する場合には、教育を担当する副学長（以下「<u>担当副学長</u>」という。）の承認を得なければならない。</p> <p>4 <u>研究科長</u>が、第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、<u>研究科運営委員会</u>の議を経なければならない。</p> <p>5 第2項の法人細則を定め、又は改廃する場合には、<u>教育院会議</u>の議を経なければならない。</p> <p>6 <u>研究科長</u>が、第1項の部局細則を定め、改廃した場合には、学長に報告しなければならない。</p> <p>7 第15条、第25条、第26条、第29条、第33条から第34条の2、第36条、第41条から<u>第43条の3</u>、第44条の2から第44条の4及び第46条において、<u>研究科長</u>が部局細則を定める場合及び <u>学位プログラム</u> にあっては法人細則で定める場合には、前3項の規定を</p>

は法人細則で定める場合には、前3項の規定を準用する。

(略)

(博士課程の修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号) 第44条 に規定する医学を履修する博士課程(以下「医学の課程」という。)の標準修業年限は、4年とする。

(略)

(入学者選抜に関する基本方針等)

第15条 学長は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で、入学者選抜に関する基本方針を定めるものとする。

- 2 学術院長 は、前項の基本方針に基づき、部局細則で、当該 学術院 の入学者選抜に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 第1項の基本方針に基づき、グローバル教育院の学位プログラム の入学者選抜に関し必要な事項は、法人細則で定めるものとする。
- 4 学術院長 が、第2項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(入学の出願)

第16条 本大学院の 学術院 又は グローバル教育院の学位プログラム (以下「学術院等」という。)へ入学を志願する者(次項において「入

準用する。

(略)

(博士課程の修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号) 第43条 に規定する医学を履修する博士課程(以下「医学の課程」という。)の標準修業年限は、4年とする。

(略)

(入学者選抜に関する基本方針等)

第15条 学長は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で、入学者選抜に関する基本方針を定めるものとする。

- 2 研究科長 は、前項の基本方針に基づき、部局細則で、当該 研究科 の入学者選抜に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 第1項の基本方針に基づき、学位プログラム の入学者選抜に関し必要な事項は、法人細則で定めるものとする。
- 4 研究科長 が、第2項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(入学の出願)

第16条 本大学院の 研究科 又は 学位プログラム (以下「研究科等」という。)へ入学を志願する者(次項において「入学志願者」という。)

学志願者」という。)は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願
い出なければならない。

(略)

(入学者選抜)

第17条 前条の出願をした者については、法人細則で定めるところによ
り、当該 学術院 等において入学者選抜を行う。

(略)

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であ
って本大学院の 学術院 等への入学を希望するもの（以下「入学希望合
格者」という。）は、所定の期日までに、法人細則で定める書類を提出し
なければならない。

(略)

(学術院 等の移籍)

第23条 学生が、現に所属する 学術院 等以外の 学術院 等に移籍を志願
した場合には、選考の上、当該 学術院 等の相当年次に移籍を許可する
ことができる。

(研究群の学位プログラム又は 専攻の移籍)

は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願い出なければならない。
い。

(略)

(入学者選抜)

第17条 前条の出願をした者については、法人細則で定めるところによ
り、当該 研究科 等において入学者選抜を行う。

(略)

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であ
って本大学院の 研究科 等への入学を希望するもの（以下「入学希望合
格者」という。）は、所定の期日までに、法人細則で定める書類を提出し
なければならない。

(略)

(研究科 等の移籍)

第23条 学生が、現に所属する 研究科 等以外の 研究科 等に移籍を志願
した場合には、選考の上、当該 研究科 等の相当年次に移籍を許可する
ことができる。ただし、学位プログラムから学位プログラムへの移籍を
除く。

第24条 学生が、現に所属する 学術院の他の研究群の学位プログラム 又は 専攻 に移籍を志願した場合には、選考の上、当該 学術院の他の研究群の学位プログラム 又は 専攻 の相当年次に移籍を許可することができる。

(編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第25条 第22条の規定により入学を許可された学生及び前2条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、学術院 にあつては部局細則で、グローバル教育院の学位プログラム にあつては法人細則で、それぞれ 定める。

(略)

(教育課程の編成方針)

第26条 学長は、教育研究評議会の議を経て、本大学院の教育課程の編成の基本方針を定めるものとする。

2 学術院、研究群、専攻及びグローバル教育院の学位プログラム は、前項の基本方針に基づき、それぞれ の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学術院、研究群、専攻及び研究群の学位プログラム 並びに グローバル教育院の学位プログラム (以下「学術院・研究群等」という。) は、学位論文の作成等 に対する指導 (以下「研究指導」という。) の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、学術院・研究群等 は、専攻分野 に関する

(専攻間の移籍)

第24条 学生が、現に所属する 研究科の他の専攻 に移籍を志願した場合には、選考の上、当該 研究科の他の専攻 の相当年次に移籍を許可することができる。

(編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第25条 第22条の規定により入学を許可された学生及び前2条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、研究科 にあつては部局細則で 定め、学位プログラム にあつては法人細則で定める。

(略)

(教育課程の編成方針)

第26条 学長は、教育研究評議会の議を経て、本大学院の教育課程の編成の基本方針を定めるものとする。

2 研究科・専攻又は学位プログラム (以下「研究科・専攻等」という。) は、前項の基本方針に基づき、当該研究科・専攻等 の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに 学位論文の作成等 に対する指導 (以下「研究指導」という。) の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

る高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮するものとする。

- 4 学術院長は、学術院運営委員会の議を経て、部局細則で、当該学術院の教育課程の編成方針を定めるものとする。
- 5 グローバル教育院の学位プログラムにあつては、当該学位プログラムの教育課程の編成方針は、教育院会議の議を経て、法人細則で定めるものとする。
- 6 学術院長が第4項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(略)

(共同教育課程の編成)

第26条の4 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第26条第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、本大学院の教育課程の一部とみなして、本大学院及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。

- 2 共同教育課程を編成する 専攻を設ける学術院 及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(国際連携専攻の設置等)

第26条の5 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認め

3 教育課程の編成に当たっては、研究科・専攻等は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮するものとする。

- 4 研究科長は、研究科運営委員会の議を経て、部局細則で、当該研究科の教育課程の編成方針を定めるものとする。
- 5 学位プログラムにあつては、当該学位プログラムの教育課程の編成方針は、教育院会議の議を経て、法人細則で定めるものとする。

- 6 研究科長が第4項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(略)

(共同教育課程の編成)

第26条の4 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第26条第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科・専攻等の教育課程の一部とみなして、当該研究科・専攻等及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

- 2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する 研究科・専攻等 及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(国際連携専攻の設置等)

られる場合には、学術院に、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。ただし、国際連携専攻のみを置く学術院を設けることはできない。

- 2 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける 学術院 の収容定員の2割（一の 学術院 に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該 学術院 の収容定員の2割）を超えない範囲で定めるものとする。

（略）

- 4 国際連携専攻を設ける 学術院 は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

（略）

（部局細則への委任）

第29条 この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の履修及び研究指導の実施に必要な事項は、学術院長 が部局細則で定める。

（略）

（成績評価基準等の明示等）

第31条の2 学術院・研究群等 は、学生に対して、授業科目及び研究指

第26条の5 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。ただし、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

- 2 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける 研究科 の収容定員の2割（一の 研究科 に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該 研究科 の収容定員の2割）を超えない範囲で定めるものとする。

（略）

- 4 国際連携専攻を設ける 研究科 は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

（略）

（部局細則への委任）

第29条 この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の履修及び研究指導の実施に必要な事項は、研究科長 が、部局細則で定める。

（略）

（成績評価基準等の明示等）

導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学術院・研究群等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第31条の3 学術院・研究群等は、それぞれにおいて 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(次項において「教育改善研修等」という。)を実施しなければならない。

- 2 学術院・研究群等は、教育改善研修等の実施結果について、毎年度、担当副学長に報告しなければならない。

(他の大学院又は試験研究機関における研究指導)

第32条 学術院長 (グローバル教育院の学位プログラムにあつては教育院長) (以下「学術院長等」という。)は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は試験研究機関(外国の大学の大学院又は外国の試験研究機関を含む。以下「他の大学の大学院等」という。)と協議の上、学生(専門職学位課程の学生を除く。)が、当該他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けること(以下この条において「特別研究派遣」という。)を認めることができる。

(略)

第31条の2 研究科・専攻等は、学生に対して、授業科目及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 研究科・専攻等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第31条の3 研究科・専攻等は、当該研究科・専攻等の 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(次項において「教育改善研修等」という。)を実施しなければならない。

- 2 研究科・専攻等は、教育改善研修等の実施結果について、毎年度、担当副学長に報告しなければならない。

(他の大学院又は試験研究機関における研究指導)

第32条 研究科長 (学位プログラムにあつては教育院長) (以下「研究科長等」という。)は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は試験研究機関(外国の大学の大学院又は外国の試験研究機関を含む。以下「他の大学の大学院等」という。)と協議の上、学生(専門職学位課程の学生を除く。)が、当該他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けること(以下この条において「特別研究派遣」という。)を認めることができる。

(略)

(単位の計算方法)

第33条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、学術院長が部局細則で定める時間（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則で定める時間。以下この条において同じ。）の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、学術院長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項各号に規定する基準を考慮して 学術院長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(学位論文の作成等の単位の取扱い)

第34条 前条の規定にかかわらず、学位論文の作成又は特定の課題についての研究に関し、授業科目の授業により指導し、その学修等を考慮して単位を授与することが適切と認められる場合には、学術院長が、これらに必要な学修等を考慮して、部局細則で、適当な数の単位を定めることができる。

(単位の計算方法)

第33条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、研究科長が部局細則で定める時間（学位プログラムにあつては法人細則で定める時間）（以下、この条において同じ。）の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、研究科長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項各号に規定する基準を考慮して 研究科長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(学位論文の作成等の単位の取扱い)

第34条 前条の規定にかかわらず、学位論文の作成又は特定の課題についての研究に関し、授業科目の授業により指導し、その学修等を考慮して単位を授与することが適切と認められる場合には、研究科長が、これらに必要な学修等を考慮して、部局細則で、適当な数の単位を定めるこ

2 グローバル教育院の学位プログラム にあつては、前項に規定する場合には、法人細則で適当な数の単位を定めることができる。

3 学術院長 が、第1項 の単位数を定め、又は変更する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第34条の2 専門職大学院の 専攻を設ける学術院長 は、専門職大学院に在籍する学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を、部局細則で定めるものとする。

(略)

(成績の評価)

第36条 授業科目の試験の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。

(略)

3 学術院長 は、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、部局細則で定めるものとする。

4 グローバル教育院の学位プログラム にあつては、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、法人細則で定めるものとする。

とができる。

2 学位プログラム にあつては、前項に規定する場合には、法人細則で適当な数の単位を定めることができる。

3 研究科長 が 前項 の単位数を定め、又は変更する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第34条の2 専門職大学院の 研究科長 は、専門職大学院に在籍する学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を、部局細則で定めるものとする。

(略)

(成績の評価)

第36条 授業科目の試験の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。

(略)

3 研究科長 は、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、部局細則で定めるものとする。

4 学位プログラム にあつては、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、法人細則で定めるものとする。

(略)

(他の 学術院 等又は学群の授業科目の履修の取扱い)

第37条 学術院長 等は、教育上有益と認めるときは、他の 学術院 等又は学群の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、学術院長 等は、学術院運営委員会 又は教育院会議（以下「学術院運営委員会等」という。）の議を経て、10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修の取扱い)

第38条 学術院長 等は、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、他の大学の大学院の授業科目の履修を許可した学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法人細則で定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

(略)

3 本大学院（専門職大学院を除く。）においては、学術院長 等は、前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、学術院運営委員会 等の議を経て、合わせて10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

4 専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、学術院長 は、第1

(略)

(他の 研究科 等又は学群の授業科目の履修の取扱い)

第37条 研究科長 等は、教育上有益と認めるときは、他の 研究科 等又は学群の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、研究科長 等は、研究科運営委員会 又は教育院会議（以下「研究科運営委員会等」という。）の議を経て、10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修の取扱い)

第38条 研究科長 等は、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、他の大学の大学院の授業科目の履修を許可した学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法人細則で定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

(略)

3 本大学院（専門職大学院を除く。）においては、研究科長 等は、前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、研究科運営委員会 等の議を経て、合わせて10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、学術院運営委員会の議を経て、合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 5 法科大学院においては、学術院長は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、学術院運営委員会の議を経て、合わせて30単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、第43条の3第2項の規定により、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて認めることができる。

（休学期間中の外国の大学の大学院の修得単位の取扱い）

第38条の2 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、休学期間中に外国の大学の大学院において修得した単位について、本大学院において修得したものと認めることができる。

（略）

（共同教育課程に係る単位の認定等）

第38条の3 共同教育課程を編成する 専攻は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該 専攻における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得

4 専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、研究科長は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、研究科運営委員会の議を経て、合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 5 法科大学院においては、研究科長は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、研究科運営委員会の議を経て、合わせて30単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、第43条の3第2項の規定により、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて認めることができる。

（休学期間中の外国の大学の大学院の修得単位の取扱い）

第38条の2 研究科長等は、教育上有益と認めるときは、休学期間中に外国の大学の大学院において修得した単位について、本大学院において修得したものと認めることができる。

（略）

（共同教育課程に係る単位の認定等）

第38条の3 共同教育課程を編成する 研究科・専攻等は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修

したものとみなすものとする。

- 2 共同教育課程を編成する 専攻 は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該 専攻 において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

(略)

(入学前の既修得単位の取扱い)

第39条 学術院長 等は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に本大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位その他法人細則で定める単位を、学術院運営委員会 等の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院（専門職大学院を除く。）においては、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会 等の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 3 専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会 の議を経て、第38条第4項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

得した単位を、当該 研究科・専攻等 における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 共同教育課程を編成する 研究科・専攻等 は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該 研究科・専攻等 において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

(略)

(入学前の既修得単位の取扱い)

第39条 研究科長 等は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に本大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位その他法人細則で定める単位を、研究科運営委員会 等の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院（専門職大学院を除く。）においては、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについて、研究科運営委員会 等の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 3 専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについて、研究科運営委員会 の議を経て、第38条第4項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲で、

4 法科大学院においては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会の議を経て、前条第5項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第38条第5項ただし書の規定により30単位を超えて認める単位は除く。）を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

(略)

(修士課程及び博士前期課程の修了)

第41条 学長は、修士課程に2年以上（修士課程の短期在学コースにあつては1年以上）又は博士前期課程に2年以上在学し、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則。次項において同じ。）に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該 学術院・研究群等 の それぞれの 目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が 行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果（次条において「特定課題研究」という。）の審査及び最終試験に合格した学生について、学術院運営委員会等 の議を経て、その修了を認定する。

(略)

(博士論文研究基礎力審査による博士前期課程の修了)

修了の要件となる単位として認めることができる。

4 法科大学院においては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについて、研究科運営委員会の議を経て、前条第5項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第38条第5項のただし書の規定により30単位を超えて認める単位は除く。）を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

(略)

(修士課程及び博士前期課程の修了)

第41条 学長は、修士課程に2年以上（修士課程の短期在学コースにあつては、1年以上）又は博士前期課程に2年以上在学し、部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該 研究科又は専攻 の目的に応じ、当該研究科又は専攻の 行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果（次条において「特定課題研究」という。）の審査及び最終試験に合格した学生について、研究科運営委員会 の議を経て、その修了を認定する。

(略)

(博士論文研究基礎力審査による博士前期課程の修了)

第41条の2 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第1項に規定する修士論文又は特定課題研究の審査及び試験に合格することに代えて、学術院又はグローバル教育院が行う次に掲げる試験及び審査（以下この条において「博士論文研究基礎力審査」という。）に合格することとすることができる。

(略)

(一貫制博士課程の修了)

第42条 学長は、一貫制博士課程に5年以上（医学の課程にあつては4年以上）在学し、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則。次項において同じ。）に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該 学術院・研究群等 のそれぞれの目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した学生について、学術院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

(博士後期課程及び3年制博士課程の修了)

第43条 学長は、博士後期課程及び3年制博士課程に3年以上（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年以上）在学し、必要な研究指導を受けた上、当該 学術院・研究群等 のそれぞれの目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した

第41条の2 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第1項に規定する修士論文又は特定課題研究の審査及び試験に合格することに代えて、研究科又は専攻が行う次に掲げる試験及び審査（この条において「博士論文研究基礎力審査」という。）に合格することとすることができる。

(略)

(一貫制博士課程の修了)

第42条 学長は、一貫制博士課程に5年以上（医学の課程にあつては、4年以上）在学し、部局細則（学位プログラムにあつては法人細則）に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該 研究科・専攻等 の目的に応じ、当該 研究科・専攻（学位プログラムにあつては全学学位論文審査委員会）の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した学生について、研究科運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則（学位プログラムにあつては法人細則）で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

(博士後期課程及び3年制博士課程の修了)

第43条 学長は、博士後期課程及び3年制博士課程に3年以上（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年以上）在学し、必要な研究指導を受けた上、当該 研究科又は専攻 の目的に応じ、当該研究科又は専攻の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した学生について、研究

学生について、学術院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

- 2 前項に規定するもののほか、学術院長等は、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあっては法人細則）で定めるところにより、教育上必要な授業科目の単位の修得を修了の要件とすることができる。

（専門職学位課程の修了）

第43条の2 学長は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）に2年以上（専門職学位課程の短期在学コースにあっては1年以上）在学し、学術院長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、その他必要な教育課程を履修した学生について、学術院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

（略）

（法科大学院の課程の修了）

第43条の3 学長は、法科大学院の課程に3年以上在学し、学術院長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、学術院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

（略）

（専門職学位課程における在学期間の短縮）

第44条の2 学術院長は、第39条第3項の規定により専門職大学院

科運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

- 2 前項に規定するもののほか、研究科長は、部局細則で定めるところにより、教育上必要な授業科目の単位の修得を修了の要件とすることができる。

（専門職学位課程の修了）

第43条の2 学長は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）に2年以上（専門職学位課程の短期在学コースにあっては、1年以上）在学し、研究科長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、その他必要な教育課程を履修した学生について、研究科運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

（略）

（法科大学院の課程の修了）

第43条の3 学長は、法科大学院の課程に3年以上在学し、研究科長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、研究科運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

（略）

（専門職学位課程における在学期間の短縮）

第44条の2 研究科長は、第39条第3項の規定により専門職大学院

(法科大学院を除く。)に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における在学期間の短縮)

第44条の3 学術院長は、第39条第4項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を法科大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて、学術院長が学術院運営委員会の議を経て、当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における法学既修者の取扱い)

第44条の4 学術院長は、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)にあつては、学術院運営委員会の議を経て、第43条の3に規定する在学期間について、1年を超えない範囲で部局細則で定める期間在学し、同条に規定する単位については、30単位を超えない範囲で部局細則で定める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、第43条の3

(法科大学院を除く。)に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における在学期間の短縮)

第44条の3 研究科長は、第39条第4項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を法科大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて、研究科長が研究科運営委員会の議を経て、当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における法学既修者の取扱い)

第44条の4 研究科長は、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)にあつては、研究科運営委員会の議を経て、第43条の3に規定する在学期間について、1年を超えない範囲で部局細則で定める期間在学し、同条に規定する単位については、30単位を超えない範囲で部局細則で定める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、第43条の3

第2項の規定により、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えてみなすことができる。

(略)

第46条 一貫制博士課程（医学の課程を除く。）において、修士課程の修了要件を満たすものとして、学術院長が部局細則で定める要件（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則で定める要件）を満たし、第41条第1項又は第41条の2第1項に規定する審査及び試験に合格した者には、修士の学位を授与することができる。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3のとおりとする。

(研究学位・専門学位)

第46条の2 前2条に規定する修士又は博士の学位のうち、特に研究能力の涵養を目的とした研究群の学位プログラム又は専攻の課程を修了した者に対して授与する学位は、研究学位とする。

2 前2条に規定する修士又は博士の学位のうち、修士又は博士にふさわしい研究能力に加えて、特に社会における現実の具体的課題に即した現場力の養成を重視した研究群の学位プログラム又は専攻の課程を修了した者に対して授与する学位は、専門学位とする。

3 前2項で規定する研究学位及び専門学位の対象とする学位は、別表第3の2のとおりとする。

第47条 前3条に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育

第2項の規定により、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えてみなすことができる。

(略)

第46条 一貫制博士課程（医学の課程を除く。）において、修士課程の修了要件を満たすものとして、研究科長が部局細則で定める要件（学位プログラムにあつては法人細則で定める要件）を満たし、第41条第1項又は第41条の2第1項に規定する審査及び試験に合格した者には、修士の学位を授与することができる。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3のとおりとする。

(新設)

第47条 前2条に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育

研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(略)

(休学)

第53条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する 学術院 等の 学術院長 等の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、学術院長 等が休学を命ずる。

(略)

(復学)

第55条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学術院長 等の許可を得て、復学することができる。

(略)

(留学)

第57条 学術院長 等は、教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、学生が外国の大学の大学院で学修することを目的とする留学を許可することができる。

(略)

研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(略)

(休学)

第53条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する 研究科 等の 研究科長 等の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、研究科長 等が休学を命ずる。

(略)

(復学)

第55条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、研究科長 等の許可を得て、復学することができる。

(略)

(留学)

第57条 研究科長 等は、教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、学生が外国の大学の大学院で学修することを目的とする留学を許可することができる。

(略)

(収容定員等)

第61条 各 学術院、研究群及び専攻の収容定員等は、別表第4のとおりとする。

(略)

(学生証)

第64条の2 学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき又は他の 学術院 等へ移籍したときは、学生証を交付するものとする。

(略)

(法曹学修生)

第78条の2 学長は、本大学院 人文社会ビジネス科学学術院 法曹専攻の課程を修了した者であって、同専攻において自学自習することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、法曹学修生とすることができる。

(略)

別表第2（第45条第2項関係）

学 術 院	修士の学位及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス	修士（文学）、修士（国際公共政策）、修士（国際

(収容定員等)

第61条 各 研究科・専攻の収容定員等は、別表第4のとおりとする。

(略)

(学生証)

第64条の2 学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき又は他の 研究科 等へ移籍したときは、学生証を交付するものとする。

(略)

(法曹学修生)

第78条の2 学長は、本大学院 ビジネス科学研究科 法曹専攻の課程を修了した者であって、同専攻において自学自習することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、法曹学修生とすることができる。

(略)

別表第2（第45条第2項関係）

研 究 科 等	修士の学位及び専攻分野の名称
教育研究科	修士（教育学）

<p>科学学術院 理工情報生命学術 院</p>	<p><u>日本研究)、修士(法学)又は修士(経営学)</u> <u>修士(理学)、修士(工学)、修士(社会工学)、修</u> <u>士(サービス工学)、修士(生物情報学)、修士(農</u> <u>学)、修士(環境科学)、修士(山岳科学)、修士(食</u> <u>料革新学)、修士(環境制御学)、修士(生物工学)</u> <u>又は修士(持続環境科学)</u></p>	<p>人文社会科学研究 科</p>	<p><u>修士(文学)、修士(言語学)、修士(国際政治経</u> <u>済学)、修士(政治学)、修士(社会学)、修士(国</u> <u>際学)、修士(法学)、修士(経済学)、修士(国際</u> <u>公共政策)、修士(国際日本研究)、修士(社会科</u> <u>学)、修士(人文科学)、修士(日本語教育学)、修</u> <u>士(地域研究)、修士(公共政策)又は修士(学術)</u></p>
<p>人間総合科学学術 院</p>	<p><u>修士(教育学)、修士(心理学)、修士(障害科学)、</u> <u>修士(カウンセリング)、修士(リハビリテーショ</u> <u>ン科学)、修士(神経科学)、修士(医科学)、修士</u> <u>(公衆衛生学)、修士(看護科学)、修士(体育学)、</u> <u>修士(スポーツ・オリンピック学)、修士(スポー</u> <u>ツウエルネス学)、修士(芸術学)、修士(デザイ</u> <u>ン学)、修士(世界遺産学)、修士(情報学)、修士</u> <u>(病態機構学)、修士(スポーツ国際開発学)又は</u> <u>修士(食料健康科学)</u></p>	<p>ビジネス科学研究 科</p>	<p><u>修士(経営学)、修士(経営システム科学)又は修</u> <u>士(法学)</u></p>
		<p>数理物質科学研究 科</p>	<p><u>修士(理学)、修士(数学)、修士(物理学)、修士</u> <u>(化学)又は修士(工学)</u></p>
		<p>システム情報工学 研究科</p>	<p><u>修士(社会工学)、修士(サービス工学)又は修士</u> <u>(工学)</u></p>
		<p>生命環境科学研究 科</p>	<p><u>修士(理学)、修士(生物科学)、修士(農学)、修</u> <u>士(生物資源工学)、修士(生物工学)、修士(地</u> <u>球科学)、修士(地球環境科学)、修士(環境科学)、</u> <u>修士(持続環境科学)、修士(バイオディプロマシ</u> <u>ー)、修士(山岳科学)又は修士(学術)</u></p>
		<p>人間総合科学研究 科</p>	<p><u>修士(教育学)、修士(心理学)、修士(障害科学)、</u> <u>修士(特別支援教育学)、修士(カウンセリング)、</u> <u>修士(リハビリテーション)、修士(感性科学)、</u> <u>修士(行動科学)、修士(神経科学)、修士(体育</u> <u>学)、修士(スポーツ・オリンピック学)、修士(ス</u> <u>ポーツ国際開発学)、修士(コーチング学)、修士</u> <u>(保健学)、修士(医科学)、修士(公衆衛生学)、</u> <u>修士(ヒューマン・ケア科学)、修士(食料健康科</u></p>

	<u>図書館情報メディア研究科</u> <u>グローバル教育院</u> <u>ライフイノベーション学位プログラム</u>	<u>学)、修士(看護科学)、修士(芸術学)、修士(デザイン学)、修士(世界遺産学)又は修士(学術)</u> <u>修士(図書館情報学)、又は修士(情報学)</u> <u>修士(病態機構学)、修士(医科学)、修士(食料革新学)、修士(環境制御学)</u>																			
<p>(注) 学際的な分野を専攻した者にあつては、修士(学術)とすることができる。</p>	<p>(注) 学際的な分野を専攻した者(人文社会科学研究科、生命環境科学研究科及び人間総合科学研究科の学生を除く。)にあつては、修士(学術)とすることができる。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 術 院 等</th> <th>博士の学位及び専攻分野の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文社会ビジネス科学学術院</td> <td>博士(文学)、博士(国際公共政策)、博士(国際日本研究)、博士(法学)又は博士(経営学)</td> </tr> <tr> <td>理工情報生命学術院</td> <td>博士(理学)、博士(工学)、博士(社会工学)、博士(人間情報学)、博士(生物情報学)、博士(農学)、博士(生命農学)、博士(生物工学)、博士(環境学)、博士(食料革新学)又は博士(環境制御学)</td> </tr> <tr> <td>人間総合科学学術院</td> <td>博士(教育学)、博士(心理学)、博士(障害科学)、博士(カウンセリング科学)、博士(リハビリテーション科学)、博士(神経科学)、博士(ヒューマン・ケア科学)、博士(公衆衛生学)、博士(スポーツ医学)、博士(看護科学)、博士(医学)、博士(体育科学)、博士(コーチング学)、博士(スポ</td> </tr> </tbody> </table>	学 術 院 等	博士の学位及び専攻分野の名称	人文社会ビジネス科学学術院	博士(文学)、博士(国際公共政策)、博士(国際日本研究)、博士(法学)又は博士(経営学)	理工情報生命学術院	博士(理学)、博士(工学)、博士(社会工学)、博士(人間情報学)、博士(生物情報学)、博士(農学)、博士(生命農学)、博士(生物工学)、博士(環境学)、博士(食料革新学)又は博士(環境制御学)	人間総合科学学術院	博士(教育学)、博士(心理学)、博士(障害科学)、博士(カウンセリング科学)、博士(リハビリテーション科学)、博士(神経科学)、博士(ヒューマン・ケア科学)、博士(公衆衛生学)、博士(スポーツ医学)、博士(看護科学)、博士(医学)、博士(体育科学)、博士(コーチング学)、博士(スポ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研 究 科 等</th> <th>博士の学位及び専攻分野の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文社会科学研究科</td> <td>博士(文学)、博士(言語学)、博士(政治学)、博士(学術)、博士(法学)、博士(経済学)、博士(社会学)、博士(国際政治経済学)、博士(国際公共政策)、博士(国際日本研究)、博士(社会科学)、博士(人文科学)又は博士(日本語教育学)</td> </tr> <tr> <td>ビジネス科学研究科</td> <td>博士(経営学)、博士(システムズ・マネジメント)又は博士(法学)</td> </tr> <tr> <td>数理解物質科学研究科</td> <td>博士(理学)、博士(数学)、博士(物理学)、博士(化学)又は博士(工学)</td> </tr> <tr> <td>システム情報工学研究科</td> <td>博士(社会工学)又は博士(工学)</td> </tr> <tr> <td>生命環境科学研究科</td> <td>博士(理学)、博士(地球環境科学)、博士(地球</td> </tr> </tbody> </table>	研 究 科 等	博士の学位及び専攻分野の名称	人文社会科学研究科	博士(文学)、博士(言語学)、博士(政治学)、博士(学術)、博士(法学)、博士(経済学)、博士(社会学)、博士(国際政治経済学)、博士(国際公共政策)、博士(国際日本研究)、博士(社会科学)、博士(人文科学)又は博士(日本語教育学)	ビジネス科学研究科	博士(経営学)、博士(システムズ・マネジメント)又は博士(法学)	数理解物質科学研究科	博士(理学)、博士(数学)、博士(物理学)、博士(化学)又は博士(工学)	システム情報工学研究科	博士(社会工学)又は博士(工学)	生命環境科学研究科	博士(理学)、博士(地球環境科学)、博士(地球
学 術 院 等	博士の学位及び専攻分野の名称																				
人文社会ビジネス科学学術院	博士(文学)、博士(国際公共政策)、博士(国際日本研究)、博士(法学)又は博士(経営学)																				
理工情報生命学術院	博士(理学)、博士(工学)、博士(社会工学)、博士(人間情報学)、博士(生物情報学)、博士(農学)、博士(生命農学)、博士(生物工学)、博士(環境学)、博士(食料革新学)又は博士(環境制御学)																				
人間総合科学学術院	博士(教育学)、博士(心理学)、博士(障害科学)、博士(カウンセリング科学)、博士(リハビリテーション科学)、博士(神経科学)、博士(ヒューマン・ケア科学)、博士(公衆衛生学)、博士(スポーツ医学)、博士(看護科学)、博士(医学)、博士(体育科学)、博士(コーチング学)、博士(スポ																				
研 究 科 等	博士の学位及び専攻分野の名称																				
人文社会科学研究科	博士(文学)、博士(言語学)、博士(政治学)、博士(学術)、博士(法学)、博士(経済学)、博士(社会学)、博士(国際政治経済学)、博士(国際公共政策)、博士(国際日本研究)、博士(社会科学)、博士(人文科学)又は博士(日本語教育学)																				
ビジネス科学研究科	博士(経営学)、博士(システムズ・マネジメント)又は博士(法学)																				
数理解物質科学研究科	博士(理学)、博士(数学)、博士(物理学)、博士(化学)又は博士(工学)																				
システム情報工学研究科	博士(社会工学)又は博士(工学)																				
生命環境科学研究科	博士(理学)、博士(地球環境科学)、博士(地球																				

<p>グローバル教育院 ヒューマニクス 学位プログラム</p>	<p><u>ーツウエルネス学)、博士 (芸術学)、博士 (デザイン学)、博士 (世界遺産学)、博士 (情報学)、博士 (人間生物学)、博士 (病態機構学)、博士 (医科学) 又は博士 (体育スポーツ学)</u> <u>博士 (医学)、博士 (理学) 又は博士 (工学)</u></p>	<p>科 人間総合科学研究 科 図書館情報メディア研究科 グローバル教育院 ヒューマンバイ オロジー学位プ ログラム エンパワーメン ト情報学プログ ラム ライフイノベー ション学位プロ</p>	<p><u>科学)、博士 (生物科学)、博士 (農学)、博士 (学術)、博士 (生命共存科学)、博士 (生物資源工学)、博士 (環境学) 又は博士 (生物工学)</u> <u>博士 (教育学)、博士 (心理学)、博士 (学術)、博士 (障害科学)、博士 (生涯発達科学)、博士 (カウンセリング科学)、博士 (リハビリテーション科学)、博士 (ヒューマン・ケア科学)、博士 (公衆衛生学)、博士 (感性科学)、博士 (行動科学)、博士 (神経科学)、博士 (スポーツ医学)、博士 (医学)、博士 (看護科学)、博士 (体育科学)、博士 (健康スポーツ科学)、博士 (体育スポーツ学)、博士 (コーチング学)、博士 (芸術学)、博士 (デザイン学)、博士 (世界遺産学) 又は博士 (スポーツウエルネス学)</u> <u>博士 (図書館情報学)、博士 (情報学) 又は博士 (学術)</u> <u>博士 (人間生物学)</u> <u>博士 (人間情報学)</u> <u>博士 (病態機構学)、博士 (医科学)、博士 (食料革新学)、博士 (環境制御学)</u></p>
---	--	--	---

(注) 学際的な分野を専攻した者にあつては、博士（学術）とすることができる。

学 術 院	専門職学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス 科学学術院	国際経営修士（専門職） 法務博士（専門職）

別表第3（第46条第2項関係）

学 術 院	修士の学位及び専攻分野の名称
理工情報生命学術 院 システム情報工 学研究群エンパ ワーメント情報 学プログラム	修士（人間情報学）

別表第3の2（第46条の2第3項関係）

学術院・研究群・専攻・学位プログラム	研 究 学 位	専 門 学 位
人文社会ビジネス科学学術院		

グラム

ヒューマニクス
学位プログラム

博士（医学）、博士（理学）、博士（工学）

(注) 学際的な分野を専攻した者（人文社会科学研究科、生命環境科学研究科、人間総合科学研究科及び図書館情報メディア研究科の学生を除く。）にあつては、博士（学術）とすることができる。

研 究 科	専門職学位の種類及び専攻分野の名称
ビジネス科学研究 科	国際経営修士（専門職） 法務博士（専門職）

別表第3（第46条第2項関係）

研 究 科 等	修士の学位及び専攻分野の名称
人文社会科学研究 科	修士（文学）、修士（言語学）又は修士（学術）
生命環境科学研究 科	修士（理学）、修士（農学）、修士（生命共存科学） 又は修士（学術）
グローバル教育院 エンパワーメン ト情報学プログ ラム	修士（人間情報学）

（新設）

人文社会科学研究群		
人文学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（文学） 博士（文学）	
国際公共政策学位プログラム（区分制博士課程）	修士（国際公共政策） 博士（国際公共政策）	
国際日本研究学位プログラム（区分制博士課程）	修士（国際日本研究） 博士（国際日本研究）	
ビジネス科学研究群		
法学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（法学） 博士（法学）	
経営学学位プログラム（区分制博士課程）	博士（経営学）	修士（経営学）
理工情報生命学院		
数理物質科学研究群		
数学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
物理学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
化学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
応用理工学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
システム情報工学研究群		
社会工学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（社会工学） 博士（社会工学）	
サービス工学学位プログラム（博士前期課程）		修士（サービス工学）
リスク・レジリエンス工学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
情報理工学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	

<u>知能機能システム学位プログラム(区分制博士課程)</u>	<u>修士(工学)</u> <u>博士(工学)</u>	
<u>構造エネルギー工学学位プログラム(区分制博士課程)</u>	<u>修士(工学)</u> <u>博士(工学)</u>	
<u>エンパワーメント情報学プログラム(一貫制博士課程)</u>	<u>修士(人間情報学)</u> <u>博士(人間情報学)</u>	
<u>ライフィノベーション(生物情報)学位プログラム(区分制博士課程)</u>		<u>修士(生物情報学)</u> <u>博士(生物情報学)</u>
<u>生命地球科学研究群</u>		
<u>生物学学位プログラム(区分制博士課程)</u>	<u>修士(理学)</u> <u>博士(理学)</u>	
<u>生物資源科学学位プログラム(博士前期課程)</u>	<u>修士(農学)</u>	
<u>農学学位プログラム(博士後期課程)</u>	<u>博士(農学)</u>	
<u>生命農学学位プログラム(博士後期課程)</u>	<u>博士(生命農学)</u>	
<u>生命産業科学学位プログラム(博士後期課程)</u>	<u>博士(生物工学)</u>	
<u>地球科学学位プログラム(区分制博士課程)</u>	<u>修士(理学)</u> <u>博士(理学)</u>	
<u>環境科学学位プログラム(博士前期課程)</u>		<u>修士(環境科学)</u>
<u>環境学学位プログラム(博士後期課程)</u>		<u>博士(環境学)</u>
<u>山岳科学学位プログラム(博士前期課程)</u>		<u>修士(山岳科学)</u>
<u>ライフィノベーション(食料革新)学位プログラム(区分制博士課程)</u>		<u>修士(食料革新学)</u> <u>博士(食料革新学)</u>
<u>ライフィノベーション(環境制御)学位プログラム(区分制博士課程)</u>		<u>修士(環境制御学)</u> <u>博士(環境制御学)</u>
<u>ライフィノベーション(生体分子材料)学位プログラム(区分制博士課程)</u>		<u>修士(生物工学)</u> <u>博士(生物工学)</u>

<u>国際連携持続環境科学専攻（博士前期課程）</u>		<u>修士（持続環境科学）</u>
<u>人間総合科学学術院</u>		
<u>人間総合科学研究群</u>		
<u>教育学学位プログラム（区分制博士課程）</u>	<u>修士（教育学）</u> <u>博士（教育学）</u>	
<u>心理学学位プログラム（区分制博士課程）</u>	<u>修士（心理学）</u> <u>博士（心理学）</u>	
<u>障害科学学位プログラム（区分制博士課程）</u>	<u>修士（障害科学）</u> <u>博士（障害科学）</u>	
<u>カウンセリング学位プログラム（博士前期課程）</u>	<u>修士（カウンセリング）</u>	
<u>カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程）</u>	<u>博士（カウンセリング科学）</u>	
<u>リハビリテーション科学学位プログラム（区分制博士課程）</u>	<u>修士（リハビリテーション科学）</u> <u>博士（リハビリテーション科学）</u>	
<u>ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程）</u>	<u>修士（神経科学）</u> <u>博士（神経科学）</u>	
<u>ヒューマン・ケア科学学位プログラム（3年制博士課程）</u>	<u>博士（ヒューマン・ケア科学）</u>	
<u>パブリックヘルス学位プログラム（3年制博士課程）</u>	<u>博士（公衆衛生学）</u>	
<u>スポーツ医学学位プログラム（3年制博士課程）</u>	<u>博士（スポーツ医学）</u>	
<u>フロンティア医科学学位プログラム（修士課程）</u>	<u>修士（医科学）</u>	
<u>公衆衛生学学位プログラム（修士課程）</u>		<u>修士（公衆衛生学）</u>
<u>看護科学学位プログラム（区分制博士課程）</u>	<u>博士（看護科学）</u>	<u>修士（看護科学）</u>
<u>医学学位プログラム（一貫制博士課程）</u>	<u>博士（医学）</u>	
<u>体育学学位プログラム（博士前期課程）</u>	<u>修士（体育学）</u>	

<u>体育科学学位プログラム (博士後期課程)</u>	<u>博士 (体育科学)</u>	
<u>スポーツ・オリンピック学学位プログラム (博士前期課程)</u>	<u>修士 (スポーツ・オリンピック学)</u>	
<u>コーチング学学位プログラム (3年制博士課程)</u>	<u>博士 (コーチング学)</u>	
<u>スポーツウエルネス学学位プログラム (区分制博士課程)</u>		<u>修士 (スポーツウエルネス学)</u> <u>博士 (スポーツウエルネス学)</u>
<u>芸術学学位プログラム (区分制博士課程)</u>	<u>修士 (芸術学)</u> <u>博士 (芸術学)</u>	
<u>デザイン学学位プログラム (区分制博士課程)</u>	<u>修士 (デザイン学)</u> <u>博士 (デザイン学)</u>	
<u>世界遺産学学位プログラム (区分制博士課程)</u>	<u>博士 (世界遺産学)</u>	<u>修士 (世界遺産学)</u>
<u>情報学学位プログラム (区分制博士課程)</u>	<u>修士 (情報学)</u> <u>博士 (情報学)</u>	
<u>ヒューマンバイオロジー学位プログラム (一貫制博士課程)</u>		<u>博士 (人間生物学)</u>
<u>ライフイノベーション (病態機構) 学位プログラム (区分制博士課程)</u>		<u>修士 (病態機構学)</u> <u>博士 (病態機構学)</u>
<u>ライフイノベーション (創薬開発) 学位プログラム (区分制博士課程)</u>		<u>修士 (医科学)</u> <u>博士 (医科学)</u>
<u>スポーツ国際開発学共同専攻 (修士課程)</u>		<u>修士 (スポーツ国際開発学)</u>
<u>大学体育スポーツ高度化共同専攻 (3年制博士課程)</u>		<u>博士 (体育スポーツ学)</u>
<u>国際連携食料健康科学専攻 (修士課程)</u>		<u>修士 (食料健康科学)</u>

別表第4（第61条関係）

学術院・研究群・専攻	一貫制博士課程		修士課程又は博士前期課程		博士後期課程又は3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	40	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	360	88	1150	*575	423	141		

別表第4（第61条関係）

研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程又は博士前期課程		博士後期課程又は3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育研究科（修士課程）								
スクールリーダーシップ開発専攻			39	20				
教科教育専攻			160	80				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	30	6						
歴史・人類学専攻	60	12						
文芸・言語専攻	100	20						
現代語・現代文化専攻			20	10	24	8		
国際公共政策専攻			30	15	30	10		
国際地域研究専攻（修士課程）			72	36				
国際日本研究専攻			50	25	57	19		
ビジネス科学研究科								
経営システム科学専攻			60	30				
企業法学専攻			60	30				
企業科学専攻					69	23		
法曹専攻（法科大学院の課程）							108	36
国際経営プロフェッショナル専攻							60	30
数理物質科学研究科								
数学専攻			54	27	36	12		
物理学専攻			100	50	60	20		
化学専攻			96	48	48	16		
ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻					75	25		
電子・物理工学専攻			108	54	48	16		

スポーツ国際開発学共同専攻			<u>10</u> (16)	<u>5</u> (8)				
大学体育スポーツ高度化共同専攻					<u>9</u> (15)	<u>3</u> (5)		
国際連携食料健康科学専攻			<u>18</u>	<u>9</u>				
計	<u>400</u>	<u>96</u>	<u>3630</u>	<u>1815</u>	<u>1593</u>	<u>531</u>	<u>168</u>	<u>66</u>

攻								
物性・分子工学専攻			<u>122</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	<u>13</u>		
物質・材料工学専攻(3年制博士課程)					<u>27</u>	<u>9</u>		
システム情報工学研究科								
社会工学専攻			<u>216</u>	<u>108</u>	<u>78</u>	<u>26</u>		
リスク工学専攻			<u>60</u>	<u>30</u>	<u>36</u>	<u>12</u>		
コンピュータサイエンス専攻			<u>226</u>	<u>113</u>	<u>84</u>	<u>28</u>		
知能機能システム専攻			<u>216</u>	<u>108</u>	<u>72</u>	<u>24</u>		
構造エネルギー工学専攻			<u>136</u>	<u>68</u>	<u>48</u>	<u>16</u>		
生命環境科学研究科								
地球科学専攻			<u>78</u>	<u>39</u>				
生物科学専攻			<u>98</u>	<u>49</u>	<u>78</u>	<u>26</u>		
生物資源科学専攻			<u>212</u>	<u>106</u>				
環境科学専攻			<u>138</u>	<u>69</u>				
国際連携持続環境科学専攻			<u>12</u>	<u>6</u>				
地球環境科学専攻					<u>33</u>	<u>11</u>		
地球進化科学専攻					<u>24</u>	<u>8</u>		
環境バイオマス共生学専攻	<u>105</u>	<u>21</u>						
国際地縁技術開発科学専攻					<u>66</u>	<u>22</u>		
生物圏資源科学専攻					<u>60</u>	<u>20</u>		
生物機能科学専攻					<u>63</u>	<u>21</u>		
生命産業科学専攻					<u>36</u>	<u>12</u>		
持続環境学専攻					<u>36</u>	<u>12</u>		
先端農業技術科学専攻(3年制博士課程)					<u>18</u>	<u>6</u>		
人間総合科学研究科								
スポーツ健康システム・マネジメント専攻(修士課程)			<u>48</u>	<u>24</u>				
フロンティア医科学専攻(修士課程)			<u>100</u>	<u>50</u>				

教育学専攻			36	18				
教育基礎学専攻					24	8		
学校教育学専攻					18	6		
心理専攻			32	16				
心理学専攻					18	6		
障害科学専攻			90	45	30	10		
生涯発達専攻			92	46				
生涯発達科学専攻					18	6		
ヒューマン・ケア 科学専攻(3年制 博士課程)					54	18		
感性認知脳科学専 攻			28	14	30	10		
スポーツ医学専攻 (3年制博士課 程)					30	10		
生命システム医学 専攻(医学の課程)	112	28						
疾患制御医学専攻 (医学の課程)	136	34						
看護科学専攻			30	15	24	8		
体育学専攻			230	115				
体育科学専攻					45	15		
コーチング学専攻 (3年制博士課 程)					15	5		
芸術専攻			120	60	30	10		
世界遺産専攻			30	15				
世界文化遺産学専 攻					21	7		
スポーツ国際開発 学共同専攻(修士 課程)			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ 高度化共同専攻(3 年制博士課程)					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康 科学専攻(修士課 程)			18	9				
図書館情報メディア 研究科								
図書館情報メディ ア専攻			74	37	63	21		

	計	<u>543</u>	<u>121</u>	<u>3301</u>	<u>1651</u>	<u>1674</u>	<u>558</u>	<u>168</u>	<u>66</u>
--	---	------------	------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	-----------

(注1) 学位プログラムは入学定員・収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、第26条の4第1項に規定する構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。
(新設)

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員(80人)及び収容定員(320人)を含む。
(新設)

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース(5人)を含む。

附 則

- この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(令和元年法人規則第 号)附則第2条及び第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及びグローバル教育院の学位プログラム(以下「旧研究科等」という。)に係る規定の適用については、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則(以下「新学則」という。)第3条の3、第23条から第26条まで、第26条の4、第26条の5、第29条、第31条の2から第34条の2まで、第36条から第38条の3まで、第39条、第41条から第43条の3まで、第44条の2から第44条の4まで、第46条、第53条、第55条、第57条及び第64条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 旧研究科等を修了した者に授与する学位、改正前の第46条の規定に基づき授与する学位又は学校教育法第104条第4項の規定に基づき旧研究科等(グローバル教育院の学位プログラムを除く。)において論文審査等を行った者に対して授与する学位については、新学則別表第2から別表第3の2までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 令和2年度から令和5年度までの大学院の入学定員及び収容定員は、新学則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 令和2年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			139	139	66	66		
ビジネス科学研究群			63	63	21	21		
法曹専攻							36	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							30	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			276	276	88	88		
システム情報工学研究群	8	8	431	431	94	94		
生命地球科学研究群			311	311	118	118		
国際連携持続環境科学専攻			6	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	88	88	575	*575	141	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			5 (8)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					3 (5)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			9	9				
教育研究科								
スクールリーダーシップ開発 専攻			19	0				
教科教育専攻			80	0				

人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	24	0						
歴史・人類学専攻	48	0						
文芸・言語専攻	80	0						
現代語・現代文化専攻			10	0	16	0		
国際公共政策専攻			15	0	20	0		
国際地域研究専攻			36	0				
国際日本研究専攻			25	0	38	0		
ビジネス科学研究科								
経営システム科学専攻			30	0				
企業法学専攻			30	0				
企業科学専攻					46	0		
法曹専攻							72	0
国際経営プロフェッショナル 専攻							30	0
数理物質科学研究科								
数学専攻			27	0	24	0		
物理学専攻			50	0	40	0		
化学専攻			48	0	32	0		
ナノサイエンス・ナノテクノ ロジー専攻					50	0		
電子・物理工学専攻			54	0	32	0		
物性・分子工学専攻			61	0	26	0		
物質・材料工学専攻					18	0		

システム情報工学研究科								
社会工学専攻			108	0	52	0		
リスク工学専攻			30	0	24	0		
コンピュータサイエンス専攻			113	0	56	0		
知能機能システム専攻			108	0	48	0		
構造エネルギー工学専攻			68	0	32	0		
生命環境科学研究科								
地球科学専攻			39	0				
生物科学専攻			49	0	52	0		
生物資源科学専攻			106	0				
環境科学専攻			69	0				
国際連携持続環境科学専攻			6	0				
地球環境科学専攻					22	0		
地球進化科学専攻					16	0		
環境バイオマス共生学専攻	84	0						
国際地縁技術開発科学専攻					44	0		
生物圏資源科学専攻					40	0		
生物機能科学専攻					42	0		
生命産業科学専攻					24	0		
持続環境学専攻					24	0		
先端農業技術科学専攻					12	0		
人間総合科学研究科								
スポーツ健康システム・マネジメント専攻			24	0				

フロンティア医科学専攻			50	0				
教育学専攻			18	0				
教育基礎学専攻					16	0		
学校教育学専攻					12	0		
心理専攻			16	0				
心理学専攻					12	0		
障害科学専攻			45	0	20	0		
生涯発達専攻			46	0				
生涯発達科学専攻					12	0		
ヒューマン・ケア科学専攻					36	0		
感性認知脳科学専攻			14	0	20	0		
スポーツ医学専攻					20	0		
生命システム医学専攻	84	0						
疾患制御医学専攻	102	0						
看護科学専攻			15	0	16	0		
体育学専攻			115	0				
体育科学専攻					30	0		
コーチング学専攻					10	0		
芸術専攻			60	0	20	0		
世界遺産専攻			15	0				
世界文化遺産学専攻					14	0		
スポーツ国際開発学共同専攻			5 (8)	0 (0)				
大学体育スポーツ高度化共同					6	0		

専攻					(10)	(0)		
国際連携食料健康科学専攻			9	0				
図書館情報メディア研究科								
図書館情報メディア専攻			37	0	42	0		
計	518	96	3465	1815	1647	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（80人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(2) 令和3年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	132	66		
ビジネス科学研究群			126	63	42	21		
法曹専攻							72	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	176	88		
システム情報工学研究群	16	8	862	431	188	94		

生命地球科学研究群			622	311	236	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	176	88	1150	*575	282	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同専攻					6 (10)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	18	0						
歴史・人類学専攻	36	0						
文芸・言語専攻	60	0						
現代語・現代文化専攻					8	0		
国際公共政策専攻					10	0		
国際日本研究専攻					19	0		
ビジネス科学研究科								
企業科学専攻					23	0		
法曹専攻							36	0
数理物質科学研究科								
数学専攻					12	0		
物理学専攻					20	0		
化学専攻					16	0		
ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻					25	0		

電子・物理工学専攻					16	0		
物性・分子工学専攻					13	0		
物質・材料工学専攻					9	0		
システム情報工学研究科								
社会工学専攻					26	0		
リスク工学専攻					12	0		
コンピュータサイエンス専攻					28	0		
知能機能システム専攻					24	0		
構造エネルギー工学専攻					16	0		
生命環境科学研究科								
生物科学専攻					26	0		
地球環境科学専攻					11	0		
地球進化科学専攻					8	0		
環境バイオマス共生学専攻	63	0						
国際地縁技術開発科学専攻					22	0		
生物圏資源科学専攻					20	0		
生物機能科学専攻					21	0		
生命産業科学専攻					12	0		
持続環境学専攻					12	0		
先端農業技術科学専攻					6	0		
人間総合科学研究科								
教育基礎学専攻					8	0		
学校教育学専攻					6	0		

心理学専攻					6	0		
障害科学専攻					10	0		
生涯発達科学専攻					6	0		
ヒューマン・ケア科学専攻					18	0		
感性認知脳科学専攻					10	0		
スポーツ医学専攻					10	0		
生命システム医学専攻	56	0						
疾患制御医学専攻	68	0						
看護科学専攻					8	0		
体育科学専攻					15	0		
コーチング学専攻					5	0		
芸術専攻					10	0		
世界文化遺産学専攻					7	0		
大学体育スポーツ高度化共同専攻					3 (5)	0 (0)		
図書館情報メディア研究科								
図書館情報メディア専攻					21	0		
計	493	96	3630	1815	1620	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（160人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(3) 令和4年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	24	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	264	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	12	0						
歴史・人類学専攻	24	0						

文芸・言語専攻	40	0						
生命環境科学研究科								
環境バイオマス共生学専攻	42	0						
人間総合科学研究科								
生命システム医学専攻	28	0						
疾患制御医学専攻	34	0						
計	468	96	3630	1815	1593	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（240人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(4) 令和5年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								

数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	32	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	352	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	6	0						
歴史・人類学専攻	12	0						
文芸・言語専攻	20	0						
生命環境科学研究科								
環境バイオマス共生学専攻	21	0						
計	443	96	3630	1815	1593	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（320人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

5 ビジネス科学研究科法曹専攻を修了した者に対する新学則第78条の2の規定の適用については、同条中「人文社会ビジネス科学学術院」とあるのは「ビジネス科学研究科」と、「同専攻」とあるのは「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻」と読み替えるものとする。

筑波大学学位規程新旧対照表（案）

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(学位授与の要件等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定による博士の学位の授与は、学長が、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下単に「学力の確認」という。）がなされた者に対し行うものとする。この場合において、当該学位には、大学院学則別表第2の専攻分野の名称を付記する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(学位論文審査委員会)</p> <p>第3条 <u>学術院運営委員会</u>に、修士論文若しくは博士論文（以下「学位論文」という。）又は特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究」という。）の審査及び最終試験又は学力の確認（以下「論文審査等」という。）を行うため、学位論文審査委員会（以下「<u>学術院審査委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>グローバル教育院に置く学位プログラム</u>（以下「<u>グローバル教育院の学位プログラム</u>」という。）にあつては、教育研究評議会がグローバル教育院の下に、学位論文又は特定課題研究の論文審査等を行うため、全学学位論文審査委員会（以下「<u>全学審査委員会</u>」という。）を置く。</p>	<p>(学位授与の要件等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第2項の規定による博士の学位の授与は、学長が、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下単に「学力の確認」という。）がなされた者に対し行うものとする。この場合において、当該学位には、大学院学則別表第2の専攻分野の名称を付記する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(学位論文審査委員会)</p> <p>第3条 <u>研究科運営委員会</u>に、修士論文若しくは博士論文（以下「学位論文」という。）又は特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究」という。）の審査及び最終試験又は学力の確認（以下「論文審査等」という。）を行うため、学位論文審査委員会（以下「<u>研究科審査委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>学位プログラム</u>にあつては、教育研究評議会がグローバル教育院の下に、学位論文又は特定課題研究の論文審査等を行うため、全学学位論文審査委員会（以下「<u>全学審査委員会</u>」という。）を置く。</p>

3 学術院審査委員会 及び全学審査委員会（以下「審査委員会」という。）の任務、組織、名称その他必要な事項は、法人細則で定める。

（略）

（学位論文等の審査の願出）

第4条 修士課程又は博士前期課程の修了による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長 に審査を願い出るものとする。

（略）

第5条 一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程の修了による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長（グローバル教育院の学位プログラム にあつては教育院長）（以下「学術院長 等」という。）に審査を願い出るものとする。

第6条 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長 等に審査を願い出るものとする。

（第2条第4項の規定による博士の学位の授与の申請）

3 研究科審査委員会 及び全学審査委員会（以下「審査委員会」という。）の任務、組織、名称その他必要な事項は、法人細則で定める。

（略）

（学位論文等の審査の願出）

第4条 修士課程又は博士前期課程の修了による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、研究科長 に審査を願い出るものとする。

（略）

第5条 一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程の修了による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、研究科長（学位プログラム にあつては教育院長）（以下「研究科長 等」という。）に審査を願い出るものとする。

第6条 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、研究科長 等に審査を願い出るものとする。

（第2条第4項の規定による博士の学位の授与の申請）

第7条 第2条第4項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第2号の学位申請書に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録、履歴書並びに法人規程で定める学位論文審査手数料を添え、学長に申請するものとする。ただし、筑波大学大学院の一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程に修業年限以上在学し、当該課程の修了の要件として必要な授業科目の単位を修得して退学した者が、再入学せずに退学後1年以内に申請する場合には、学位論文審査手数料の納付は要しない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、当該学位論文の内容に応じて、該当する 学術院 の 学術院長 に回付するものとする。

(略)

(論文審査等の手続き)

第10条 学術院長 等は、第4条から第6条までに規定する学位論文等の審査の願出を受理したとき又は第7条第2項の規定により学長から回付されたときは、論文審査等を該当する審査委員会に付託する。

2 審査委員会は、論文審査等の合格又は不合格を決定し、文書により当該 学術院長 等に報告する。

3 前項の決定は、学位論文等の審査の願出を受理した日又は学長から回付された日から1年以内に行うものとする。

4 論文審査等に関し疑義が生じたときは、学術院運営委員会 (グローバル教育院の学位プログラム にあつては教育院会議) が措置を決定する。

(略)

第7条 第2条第4項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第2号の学位申請書に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録、履歴書並びに法人規程で定める学位論文審査手数料を添え、学長に申請するものとする。ただし、筑波大学大学院の一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程に修業年限以上在学し、当該課程の修了の要件として必要な授業科目の単位を修得して退学した者が、再入学せずに退学後1年以内に申請する場合には、学位論文審査手数料の納付は要しない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、当該学位論文の内容に応じて、該当する 研究科 の 研究科長 に回付するものとする。

(略)

(論文審査等の手続き)

第10条 研究科長 等は、第4条から第6条までに規定する学位論文等の審査の願出を受理したとき又は第7条第2項の規定により学長から回付されたときは、論文審査等を、該当する審査委員会に付託する。

2 審査委員会は、論文審査等の合格又は不合格を決定し、文書により当該 研究科長 等に報告する。

3 前項の決定は、学位論文等の審査の願出を受理した日又は学長から回付された日から1年以内に行うものとする。

4 論文審査等に関し疑義が生じたときは、研究科運営委員会 (学位プログラム にあつては教育院会議) が措置を決定する。

(略)

(学長への報告)

第12条 学術院長等は、課程修了の認定(大学院学則第46条第1項に規定する要件を満たしているか否かの認定を含む。以下同じ。)について、修得単位並びに第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、学術院運営委員会(グローバル教育院の学位プログラムにあつては教育院会議)の議を経て、学長に報告する。

2 学術院長は、第2条第4項に規定する博士の学位授与の要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という。)について、第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び学力の確認の結果に基づき、学術院運営委員会の議を経て、学長に報告する。

(課程修了等の認定及び学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士又は博士の学位を授与する。

(略)

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

(略)

(学長への報告)

第12条 研究科長等は、課程修了の認定(大学院学則第46条第1項に規定する要件を満たしているか否かの認定を含む。以下同じ。)について、修得単位並びに第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、研究科運営委員会(学位プログラムにあつては教育院会議)の議を経て、学長に報告する。

2 研究科長は、第2条第4項に規定する博士の学位授与の要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という。)について、第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び学力の確認の結果に基づき、研究科運営委員会の議を経て、学長に報告する。

(課程修了等の認定及び学位の授与)

第13条 学長は、前条 第1項、第2項又は第4項の報告に基づき、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士又は博士の学位を授与する。

(略)

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

(略)

(学位の取消し)

第16条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会の、体育専門学群及び芸術専門学群にあつては専門学群教育会議の、学術院にあつては 学術院運営委員会 の、グローバル教育院の学位プログラムにあつては教育院会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(略)

(学位の取消し)

第16条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会の、体育専門学群及び芸術専門学群にあつては専門学群教育会議の、研究科にあつては 研究科運営委員会 の、学位プログラムにあつては教育院会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(略)

別記様式第1号（第4条－第6条関係、第14条の2関係）

学位論文審査願		年月日
<p style="text-align: center;"><u>学術院長 殿</u> （*教育院長殿）</p>		
筑波大学大学院		
修（博）士課程	<u>学術院</u>	
	<u>研究群</u>	
	<u>学位プログラム</u>	
（*博士課程 <u>グローバル教育院</u> 学位プログラム）		
年度入学 学籍番号		
氏 名	印	
<p>国立大学法人筑波大学学位規程第4（5又は6）条の規定により、 修（博）士（〇〇）の学位論文（※特定課題研究報告書）に下記の書類を添えて提出しますので、審査願います。</p>		
記		
1 論文概要	通	
2 論文目録	通	
3 履歴書	通	
4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）		

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 学位論文、提出書類の 1～3 及び参考論文については、各 学術院 等の定める部数を提出するものとする。

別記様式第1号（第4条－第6条関係、第14条の2関係）

学位論文審査願		年月日
<p style="text-align: center;"><u>研究科長 殿</u> （*教育院長殿）</p>		
筑波大学大学院		
修（博）士課程	<u>研究科</u>	<u>専攻</u>
（*博士課程 学位プログラム）		
年度入学 学籍番号		
氏 名	印	
<p>国立大学法人筑波大学学位規程第4（5又は6）条の規定により、 修（博）士（〇〇）の学位論文（※特定課題研究報告書）に下記の書類を添えて提出しますので、審査願います。</p>		
記		
1 論文概要	通	
2 論文目録	通	
3 履歴書	通	
4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）		

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 学位論文、提出書類の 1～3 及び参考論文については、各 研究科 等の定める部数を提出するものとする。

- 3 論文概要は、4, 000字以内とする。
- 4 ※特定の課題についての研究成果の審査を願出する場合に記載する。
- 5 *印の項目は、グローバル教育院の学位プログラムに適用する。
- 6 理工情報生命学術院国際連携持続環境科学専攻並びに人間総合科学学術院のスポーツ国際開発学共同専攻、大学体育スポーツ高度化共同専攻及び国際連携食料健康科学専攻については、研究群・学位プログラムの名称に代えて当該専攻の名称を記載する。

別記様式第2号（第7条関係、第14条の2関係）
（略）

- 備考 1 学位論文、提出書類の 1～3 及び参考論文については、各 学術院 等の定める部数を提出するものとする。
- 2 論文概要は、4, 000字以内とする。
- 3 ※ 本学の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合

別記様式第3号（第17条関係）
（略）

備考 規格は、日本産業規格 A列3番とする。

- 3 論文概要は、4, 000字以内とする。
- 4 ※特定の課題についての研究成果の審査を願出の場合に記載する。
- 5 *印の項目は、学位プログラムに適用する。
（新設）

別記様式第2号（第7条関係、第14条の2関係）
（略）

- 備考 1 学位論文、提出書類の 1～3 及び参考論文については、各 研究科 等の定める部数を提出するものとする。
- 2 論文概要は、4, 000字以内とする。
- 3 ※ 本学の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合。

別記様式第3号（第17条関係）
（略）

備考 規格は、日本工業規格 A列3番とする。

別記様式第4号（第17条関係）

第2条第1項のうち、学位プログラムを卒業した者に授与する場合

<p>University of Tsukuba</p> <p>This is to certify that</p> <p>Name _____ 氏 名</p> <p>Date of Birth: _____ 年 月 日生</p> <p>has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of</p> <p>Bachelor of ○○ from the School of ○○ at this University.</p> <p>Date _____</p> <p>Diploma No. _____</p> <p>Name _____ President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>本学 <u>グローバル</u> 教育院○○</p> <p>学位プログラム所定の課程を 修めて本学を卒業したことを 認め学士（○○）の学位を授与 する</p> <p>年 月 日</p> <p>筑波大学長 学長 印</p>
---	--

備考 規格は、日本産業規格 A列3番とする。

別記様式第4号（第17条関係）

第2条第1項のうち、学位プログラムを卒業した者に授与する場合

<p>University of Tsukuba</p> <p>This is to certify that</p> <p>Name _____ 氏 名</p> <p>Date of Birth: _____ 年 月 日生</p> <p>has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of</p> <p>Bachelor of ○○ from the School of ○○ at this University.</p> <p>Date _____</p> <p>Diploma No. _____</p> <p>Name _____ President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>本学 <u>○○</u>教育院</p> <p>○○学位プログラム 所定 の課程を修めて本学を卒業した ことを認め学士（○○）の学位を 授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>筑波大学長 学長 印</p>
---	---

備考 規格は、日本工業規格 A列3番とする。

別記様式第5号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1の研究群・学位プログラム又は専攻を修了した者に授与する場合

<p>University of Tsukuba</p> <p>This is to certify that</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master (Doctor) of ○○ from the Master's (Doctoral) Program in ○○ <u>of the Degree Programs in ○○</u> of the Graduate School of ○○ at this University.</p> <p>Date</p> <p>Diploma No.</p> <p>Name</p> <p>President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>修（博）甲 専 修 第 号 法 博</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院○○<u>学術院</u> ○○<u>研究</u> <u>群</u>○○<u>学位プログラム</u>の</p> <p>修士課程 博士課程 博士前期課程 を修了したので 博士後期課程 専門職学位課程</p> <p>修士（○○） 博士（○○） の学位を ○○修士（専門職） 法務博士（専門職）</p> <p>授与する</p> <p>年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学長 印</div>
---	--

備考 1 規格は、日本産業規格 A列3番とする。

別記様式第5号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1の専攻を修了した者に授与する場合

<p>University of Tsukuba</p> <p>This is to certify that</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master (Doctor) of ○○ from the Master's (Doctoral) Program in ○○ of the Graduate School of ○○ at this University.</p> <p>Date</p> <p>Diploma No.</p> <p>Name</p> <p>President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>修（博）甲 専 修 第 号 法 博</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院 ○○<u>研究科</u> ○○ <u>専攻</u>の</p> <p>修士課程 博士課程 博士前期課程 を修了したので 博士後期課程 専門職学位課程</p> <p>修士（○○） 博士（○○） の学位を ○○修士（専門職） 法務博士（専門職）</p> <p>授与する</p> <p>年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学長 印</div>
---	---

備考 規格は、日本工業規格 A列3番とする。

2 人文社会ビジネス科学大学院の法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻を修了した者については、研究群・学位プログラムの名称に代えて、当該専攻の名称を記載する。

学位プログラムを修了した者に授与する場合には、研究科又は専攻の後に学位プログラム名を付記することができる。

別記様式第6号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1-2のグローバル教育院の学位プログラムを修了した者に授与する場合

<p>University of Tsukuba</p> <p>This is to certify that</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of</p> <p>Doctor of ○○ from the</p> <p>Doctoral (Ph.D.) Program in</p> <p>○○ of the</p> <p>School of ○○ at this University.</p> <p>Date</p> <p>Diploma No.</p> <p>Name</p> <p>President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>博甲第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院 <u>グローバル</u> 教育院</p> <p>○○学位プログラムの博士課 程を修了したので <u>博士</u> (○○)</p> <p>の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>筑波大学長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学長 印</div>
--	---

備考 規格は、日本産業規格 A列3番とする。

別記様式第6号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1-2の学位プログラムを修了した者に授与する場合

<p>University of Tsukuba</p> <p>This is to certify that</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of</p> <p><u>Master (Doctor)</u> of ○○ from the</p> <p><u>Master's (Doctoral)</u> (Ph.D.) Program in</p> <p>○○ of the</p> <p>School of ○○ at this University.</p> <p>Date</p> <p>Diploma No.</p> <p>Name</p> <p>President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>修(博)甲第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院 <u>○○</u> 教育院</p> <p>○○学位プログラムの 博士課程 <u>博士前期課程</u> <u>博士後期課程</u></p> <p>を修了したので <u>修(博)士</u> (○○) の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>筑波大学長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学長 印</div>
--	---

備考 規格は、日本工業規格 A列3番とする。

別記様式第7号（第17条関係）

第2条第3項に該当する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that</p> <p style="text-align: center;">Name _____</p> <p style="text-align: center;">Date of Birth: _____</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ <u>of the Degree Programs in ○○</u> of the Graduate School of ○○ at this University.</p> <p>Date _____</p> <p>Diploma No. _____</p> <p style="text-align: right;">Name _____ President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p style="text-align: center;">修乙第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 _____</p> <p>本学大学院 <u>○○学術院○○研究</u> <u>群○○学位プログラム</u> の博士課 程において修士課程の修了に相 当する要件を満たしたので修士 (○○) の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 _____</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長 学長 印</p>
---	---

備考 規格は、日本産業規格 A列3番とする。

別記様式第7号（第17条関係）

第2条第3項に該当する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that</p> <p style="text-align: center;">Name _____</p> <p style="text-align: center;">Date of Birth: _____</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ of the (Graduate) School of ○○ at this University.</p> <p>Date _____</p> <p>Diploma No. _____</p> <p style="text-align: right;">Name _____ President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p style="text-align: center;">修乙第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 _____</p> <p>本学大学院 <u>○○教育院○○学位プログラム</u> <u>○○研究科○○専攻</u> の博士課程において修士課程の 修了に相当する要件を満たした ので修士 (○○) の学位を授与 する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 _____</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長 学長 印</p>
---	--

備考 規格は、日本工業規格 A列3番とする。

別記様式第8号（第17条関係）

（略）

備考 規格は、日本産業規格 A列3番とする。

別表1（別記様式第5号関係）

学術院	研究群・学位プログラム又は専攻
人文社会ビジネス科学学術院	人文社会科学研究群 <u>人文学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>国際公共政策学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>国際日本研究学位プログラム（区分制博士課程）</u> ビジネス科学研究群 <u>法学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>経営学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>法曹専攻（専門職学位課程）</u> <u>国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）</u>
理工情報生命学術院	数理物質科学研究群 <u>数学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>物理学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>化学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>応用理工学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（区分制博士課程）</u> システム情報工学研究群 <u>社会工学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>サービス工学学位プログラム（博士前期課程）</u> <u>リスク・レジリエンス工学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>情報理工学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）</u> <u>ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム（区分制博士課程）</u> 生命地球科学研究群

別記様式第8号（第17条関係）

（略）

備考 規格は、日本工業規格 A列3番とする。

別表1（別記様式第5号関係）

研究科	専攻
人文社会科学研究科	<u>哲学・思想専攻（一貫制博士課程）</u> <u>歴史・人類学専攻（一貫制博士課程）</u> <u>文芸・言語専攻（一貫制博士課程）</u> <u>現代語・現代文化専攻（区分制博士課程）</u> <u>国際公共政策専攻（区分制博士課程）</u> <u>国際日本研究専攻（区分制博士課程）</u> <u>国際地域研究専攻（修士課程）</u>
ビジネス科学研究科	<u>経営システム科学専攻（博士前期課程）</u> <u>企業法学専攻（博士前期課程）</u> <u>企業科学専攻（博士後期課程）</u> <u>法曹専攻（専門職学位課程）</u> <u>国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）</u>
数理物質科学研究科	<u>数学専攻（区分制博士課程）</u> <u>物理学専攻（区分制博士課程）</u> <u>化学専攻（区分制博士課程）</u> <u>電子・物理工学専攻（区分制博士課程）</u> <u>物性・分子工学専攻（区分制博士課程）</u> <u>ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻（博士後期課程）</u> <u>物質・材料工学専攻（3年制博士課程）</u>
システム情報工学研究科	<u>社会工学専攻（区分制博士課程）</u> <u>リスク工学専攻（区分制博士課程）</u> <u>コンピュータサイエンス専攻（区分制博士課程）</u> <u>知能機能システム専攻（区分制博士課程）</u> <u>構造エネルギー工学専攻（区分制博士課程）</u>
生命環境科学研究科	<u>環境バイオマス共生学専攻（一貫制博士課程）</u>

	<u>生物学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>生物資源科学学位プログラム (博士前期課程)</u> <u>農学学位プログラム (博士後期課程)</u> <u>生命農学学位プログラム (博士後期課程)</u> <u>生命産業科学学位プログラム (博士後期課程)</u> <u>地球科学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>環境科学学位プログラム (博士前期課程)</u> <u>環境学学位プログラム (博士後期課程)</u> <u>山岳科学学位プログラム (博士前期課程)</u> <u>ライフィノベーション (食料革新) 学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>ライフィノベーション (環境制御) 学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>ライフィノベーション (生体分子材料) 学位プログラム (区分制博士課程)</u>		<u>生物科学専攻 (区分制博士課程)</u> <u>地球科学専攻 (博士前期課程)</u> <u>生物資源科学専攻 (博士前期課程)</u> <u>環境科学専攻 (博士前期課程)</u> <u>地球環境科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>地球進化科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>国際地縁技術開発科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>生物圏資源科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>生物機能科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>生命産業科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>持続環境学専攻 (博士後期課程)</u> <u>先端農業技術科学専攻 (3年制博士課程)</u>
人間総合科学学術院	人間総合科学研究群 <u>教育学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>心理学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>障害科学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>カウンセリング学位プログラム (博士前期課程)</u> <u>カウンセリング科学学位プログラム (博士後期課程)</u> <u>リハビリテーション科学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>ニューロサイエンス学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>ヒューマン・ケア科学学位プログラム (3年制博士課程)</u> <u>パブリックヘルス学位プログラム (3年制博士課程)</u> <u>スポーツ医学学位プログラム (3年制博士課程)</u> <u>フロンティア医科学学位プログラム (修士課程)</u> <u>公衆衛生学学位プログラム (修士課程)</u> <u>看護科学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>医学学位プログラム (一貫制博士課程)</u> <u>体育学学位プログラム (博士前期課程)</u> <u>体育科学学位プログラム (博士後期課程)</u> <u>スポーツ・オリンピック学学位プログラム (博士前期課程)</u> <u>コーチング学学位プログラム (3年制博士課程)</u> <u>スポーツウエルネス学学位プログラム (区分制博士課程)</u> <u>芸術学学位プログラム (区分制博士課程)</u>	人間総合科学研究科	<u>生命システム医学専攻 (一貫制博士課程)</u> <u>疾患制御医学専攻 (一貫制博士課程)</u> <u>障害科学専攻 (区分制博士課程)</u> <u>感性認知脳科学専攻 (区分制博士課程)</u> <u>看護科学専攻 (区分制博士課程)</u> <u>芸術専攻 (区分制博士課程)</u> <u>スポーツ健康システム・マネジメント専攻 (修士課程)</u> <u>フロンティア医科学専攻 (修士課程)</u> <u>教育学専攻 (博士前期課程)</u> <u>教育基礎学専攻 (博士後期課程)</u> <u>学校教育学専攻 (博士後期課程)</u> <u>心理専攻 (博士前期課程)</u> <u>心理学専攻 (博士後期課程)</u> <u>生涯発達専攻 (博士前期課程)</u> <u>生涯発達科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>ヒューマン・ケア科学専攻 (3年制博士課程)</u> <u>スポーツ医学専攻 (3年制博士課程)</u> <u>体育学専攻 (博士前期課程)</u> <u>体育科学専攻 (博士後期課程)</u> <u>コーチング学専攻 (3年制博士課程)</u> <u>世界遺産専攻 (博士前期課程)</u> <u>世界文化遺産学専攻 (博士後期課程)</u>
		図書館情報メディア研究	<u>図書館情報メディア専攻 (区分制博士課程)</u>

<u>デザイン学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>情報学学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程）</u> <u>ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）</u>
--

科	
教育研究科	<u>スクールリーダーシップ開発専攻（修士課程）</u> <u>教科教育専攻（修士課程）</u>

別表 1 - 2（別記様式第 6 号関係）

グローバル教育院の学位プログラム	
グローバル教育院	(削除)
	(削除)
	(削除)
	ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）

別表 1 - 2（別記様式第 6 号関係）

グローバル教育院の学位プログラム	
グローバル教育院	<u>ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程）</u> <u>エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）</u> <u>ライフイノベーション学位プログラム（区分制博士課程）</u> <u>ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）</u>

附 則

（施行期日）

1 この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 号）附則第 2 条及び第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及びグローバル教育院の学位プログラムに係る規定の適用については、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程第 3 条第 1 項及び第 3 項、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 12 条、第 16 条、別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 5 号から第 7 号まで、別表第 1 並びに別表第 1 - 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

研究科運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について新旧対照表（案）
（新）

（旧）

学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について

研究科運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について

（趣旨）

第1条 この決定は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条第2項 並びに 第3項及び国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第38条 第8項 及び第44条第6項の規定に基づき、学術院運営委員会、学群運営委員会及び専門学群教育会議（以下「運営委員会等」という。）が審議する教育に関する重要事項等について定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この決定は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条第2項及び第3項 及び 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第38条 第7項、第39条第5項 及び第44条第6項の規定に基づき、研究科運営委員会、学群運営委員会及び専門学群教育会議（以下「運営委員会等」という。）が審議する教育に関する重要事項等について定めるものとする。

（略）

（略）

（法第93条第3項関連）

第3条 運営委員会等は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長、学術院長 及び学群長（次号において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項

（法第93条第3項関連）

第3条 運営委員会等は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長、研究科長 及び学群長（以下 次の号において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項

（略）

（略）

附 則

（施行期日）

第1条 この決定は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 号）附則第2条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科運営委員会に関する規定の適用については、この決定による改正後の学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について第1条及び第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○人間総合科学学術院運営委員会細則（案）

（令和 年 月 日
人間総合科学学術院部局細則第 号）

人間総合科学学術院運営委員会細則

（趣旨）

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第38条第9項の規定に基づき、人間総合科学学術院に置く学術院運営委員会（以下「学術院運営委員会」という。）の組織、審議事項等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 学術院運営委員会は、当該学術院並びに当該学術院に置く研究群及び専攻並びに研究群に置く学位プログラムに係る次に掲げる教育に関する重要事項を審議する。

- (1) 人間総合科学学術院の学術院長（以下「学術院長」という。）の候補者の選考に関する事項
- (2) 部局細則等の制定又は改廃に関する事項
- (3) 学生の入退学等の身分異動に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (6) 研究群、専攻及び研究群に置く学位プログラムの新設及び改廃並びに学生の収容定員に関する事項
- (7) 研究指導担当及び授業担当の認定に関する事項
- (8) 学生の支援、表彰及び懲戒処分の発議に関する事項
- (9) 予算に関する事項
- (10) 施設の管理に関する事項
- (11) 自己点検・評価に関する事項
- (12) その他人間総合科学学術院の運営に関し、学術院長が必要と認める事項

（組織）

第3条 学術院運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学術院長

(2) 人間総合科学学術院の研究群長（以下「研究群長」という。）

(3) 人間総合科学学術院の専攻長（以下「専攻長」という。）

(4) その他学術院長が指名する者 若干人

2 前項の委員は、他の学術院の学術院運営委員会の委員を兼ねることができない。

（委員長）

第4条 学術院運営委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、学術院運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、第3条第1項第2号の委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

（任期）

第5条 第3条第1項第4号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（議事）

第6条 学術院運営委員会は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 学術院運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、学術院運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（審議事項の付託）

第8条 学術院運営委員会は、第2条に規定する審議事項のうち一部の事項の審議を、当該学術院に置く研究群の研究群運営委員会若しくは専攻の専攻教育会議又は当該学術院の研究群に置く学位プログラムの学位プログラム教育会議（以下「研究群運営委員会等」という。）に付託することができる。

2 前項の規定により付託された審議事項については、研究群運営委員会等の議決をもって、学術院運営委員会の議決とする。

3 研究群運営委員会等に付託する審議事項及びその取扱いについては、学術院運営委員会が別に定める。

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、学術院運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。